

説 明 資 料

〔所得税について〕

令和 8 年 10 月 6 日（火）

財 務 省

目 次

- 1． 人的控除の在り方の見直しを含む所得税の抜本的な改革等
- 2． 人的控除の現状
- 3． 控除方式
- 4． 税率構造・税負担の在り方
- 5． 雑損控除を巡る現状

1. 人的控除の在り方の見直しを含む所得税の抜本的な改革等

第2部 個別税目の現状と課題

I. 個人所得課税

2. 個人所得課税の概要

(5) 所得控除

所得控除方式による諸控除のうち「人的控除」は、納税者の家族構成などの事情に応じ、一定の水準までの所得には課税しないこととするための機能を果たしています。他方で、適用される限界税率が高い高所得者ほど軽減される税額が大きくなることを踏まえ、所得再分配機能を高める観点から、後述のとおり、基礎控除、配偶者控除及び配偶者特別控除について、制度のあり方が検討され、見直しが行われてきています。

(参考) 所得控除の種類

控除の性質	具体的な控除
納税者本人や配偶者、扶養親族の世帯構成等に応じた「基礎的な人的控除」	基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、特定親族特別控除
障害や高齢など特別な人的要因を斟酌する「特別な人的控除」	障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除
災害、疾病などに関連して多額の支出を余儀なくされたことなどを斟酌する「その他の控除」	雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄付金控除

(注) 人的控除について、様々な控除の加算を行う仕組みとして、配偶者控除: 老人控除対象配偶者、扶養控除: 特定扶養親族・老人扶養親族・同居老親等加算、障害者控除: 特別障害者・同居特別障害者がある。

人的控除の在り方の見直しを含む所得税の抜本的な改革等

令和7年度税制改正法（所得税法等の一部を改正する法律）附則

（所得税の抜本的な改革に係る措置）

第81条 政府は、我が国の経済社会の構造変化を踏まえ、各種所得の課税の在り方及び人的控除をはじめとする各種控除の在り方の見直しを含む所得税の抜本的な改革について検討を加え、その結果に基づき、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

- 2 前項の検討に当たっては、基礎控除等の額が定額であることにより物価が上昇した場合に実質的な所得税の負担が増加するという課題への対応について、所得税の源泉徴収をする義務がある者の事務負担への影響も勘案しつつ、物価の上昇等を踏まえて基礎控除等の額を適時に引き上げるという基本的方向性により、具体的な方策を検討するものとする。

飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱（令和8年9月15日 閣議決定）

第四 検討等

四 支援金制度に係る検討事項

2 政府は、税額控除と給付を組み合わせる仕組みの導入については、将来にわたり給付のみにより行う仕組みと限定することなく、個人所得課税における人的控除の見直しによる税負担の変化及び情報通信技術の進展の状況に応じた事務負担も踏まえ、継続して検討を行う。

8 政府は、支援金制度の実施も踏まえ、所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）附則第81条の規定等に基づき、人的控除の在り方の見直しを含む所得税の抜本的な改革について着実に検討を行うようにする。

（物価上昇局面における基礎控除等の対応）

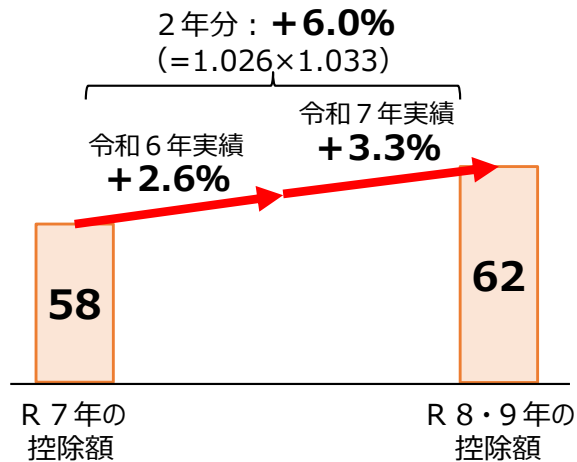
第101条 令和十年分以後の所得税の基礎控除の額については、政府において、二年ごとに、直前の見直し後の所得税の基礎控除の額に当該見直し後二年間における総務省において作成する全国消費者物価指数の変化率を乗じて得た額を基準として見直しを行うことを基本とするものとし、給与所得控除の最低保障額についても、同様とする。

基礎控除の物価に連動した引上げ（令和8年度改正）

【見直しの基本的考え方】

- 基礎控除の本則（改正前58万円）：見直し前の控除額に、税制改正時における直近2年間のCPI（総合）上昇率を乗ずることで調整。当年の年末調整から適用開始（X年度税制改正の内容はX年の年末調整から）。
 - 給与所得控除の最低保障額（改正前65万円）：基礎控除と同様。
- ※源泉徴収義務者の事務負担に配慮し、見直しの結果、控除額に端数が生ずる場合には万円単位とするとともに、見直し初年は年末調整で対応する。

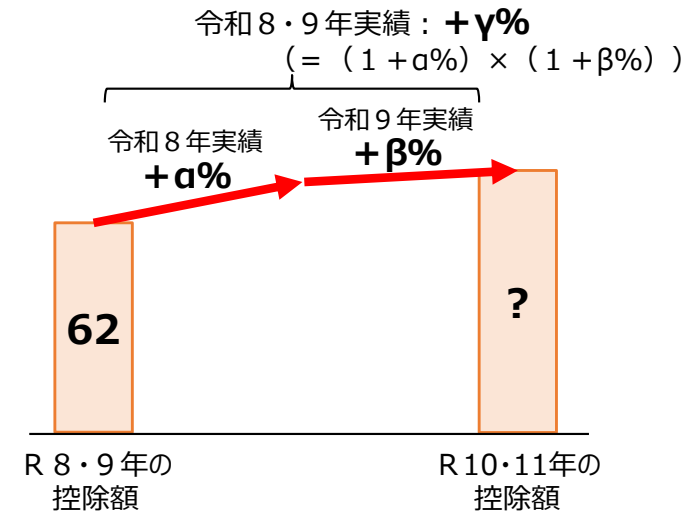
【令和8年度税制改正】



令和8年度税制改正では、

- 令和7年の控除額58万円に、令和6・7年のCPI（総合）の上昇率を乗ずることで、R8・9年分所得に適用される控除額を算出

【令和10年度税制改正】



令和10年度税制改正では、

- 令和8・9年の控除額62万円に、令和8・9年のCPI（総合）の上昇率を乗ずることで、R10・11年分所得に適用される控除額を算出

基礎控除等の引上げと上乗せ特例（令和7・8年度改正）

基礎控除等の引上げ

控除の額が定額であることにより実質的な税負担が増加するという課題への対応。

・基礎控除（本則）：

R7改正前：48万円 ⇒ R7改正後：58万円（+10万円） ⇒ **R8改正後：62万円（+4万円）**

・給与所得控除の最低保障額（本則）：

R7改正前：55万円 ⇒ R7改正後：65万円（+10万円） ⇒ **R8改正後：69万円（+4万円）**

基礎控除等の上乗せ特例

就業調整に対応するとともに、中低所得者に配慮して、課税最低限を178万円まで特例的に先取りして引上げ。

・基礎控除の特例：

R7改正：最大37万円[課税最低限は160万円に] ※2年間の時限措置^(注) <令和7・8年分の所得税に適用>

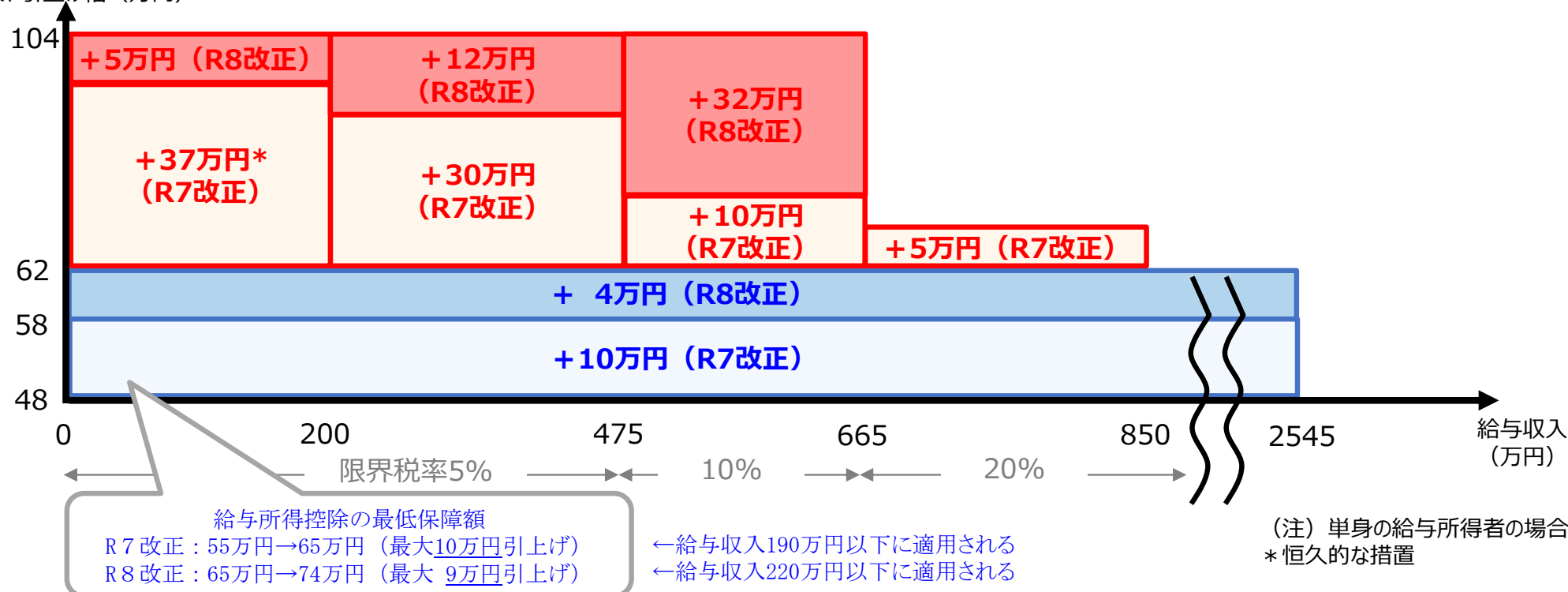
R8改正：最大42万円（+5万円～） [課税最低限は178万円に] ※R7改正の措置を1年延長。2年間の時限措置^(注) <令和8・9年分の所得税に適用>

・給与所得控除の最低保障額の特例：

R8改正後：+5万円 ※本則分とあわせ、給与所得控除の最低保障額は74万円に <令和8・9年分の所得税に適用>

(注) 給与収入200万円以下の37万円部分については、恒久的な措置。

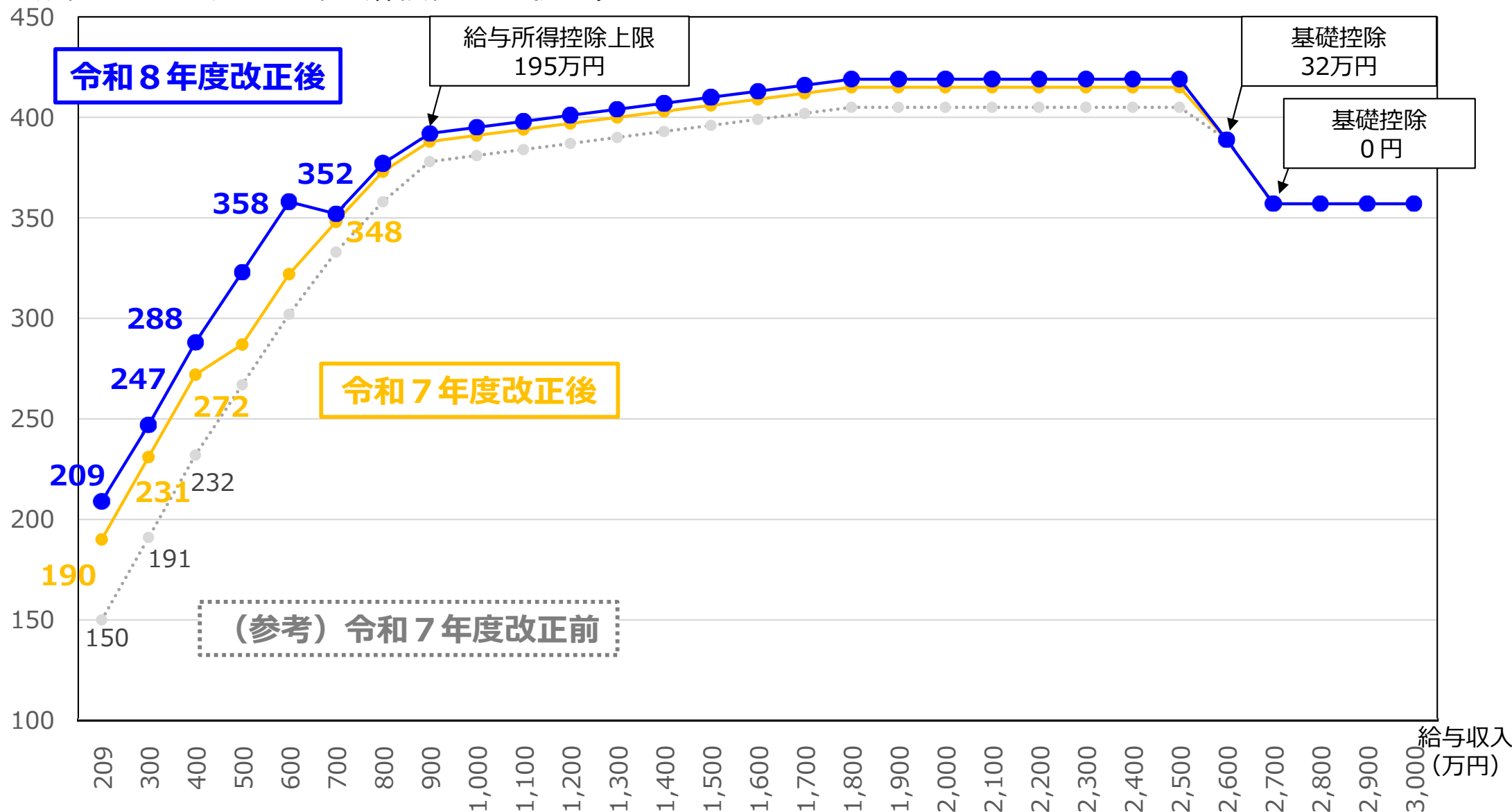
控除額、引上げ幅（万円）



給与収入と給与所得控除・基礎控除・社会保険料控除の合計額の関係（単身の場合）

○ 令和 7・8 年度税制改正において、上乗せ特例も含めて基礎控除を引き上げたことなどにより、各給与収入において、所得税負担が生じ始める水準は、大幅に上昇。

給与所得控除 + 基礎控除 + 社会保険料控除（万円）



(注) 単身世帯として計算。

給付付き税額控除について

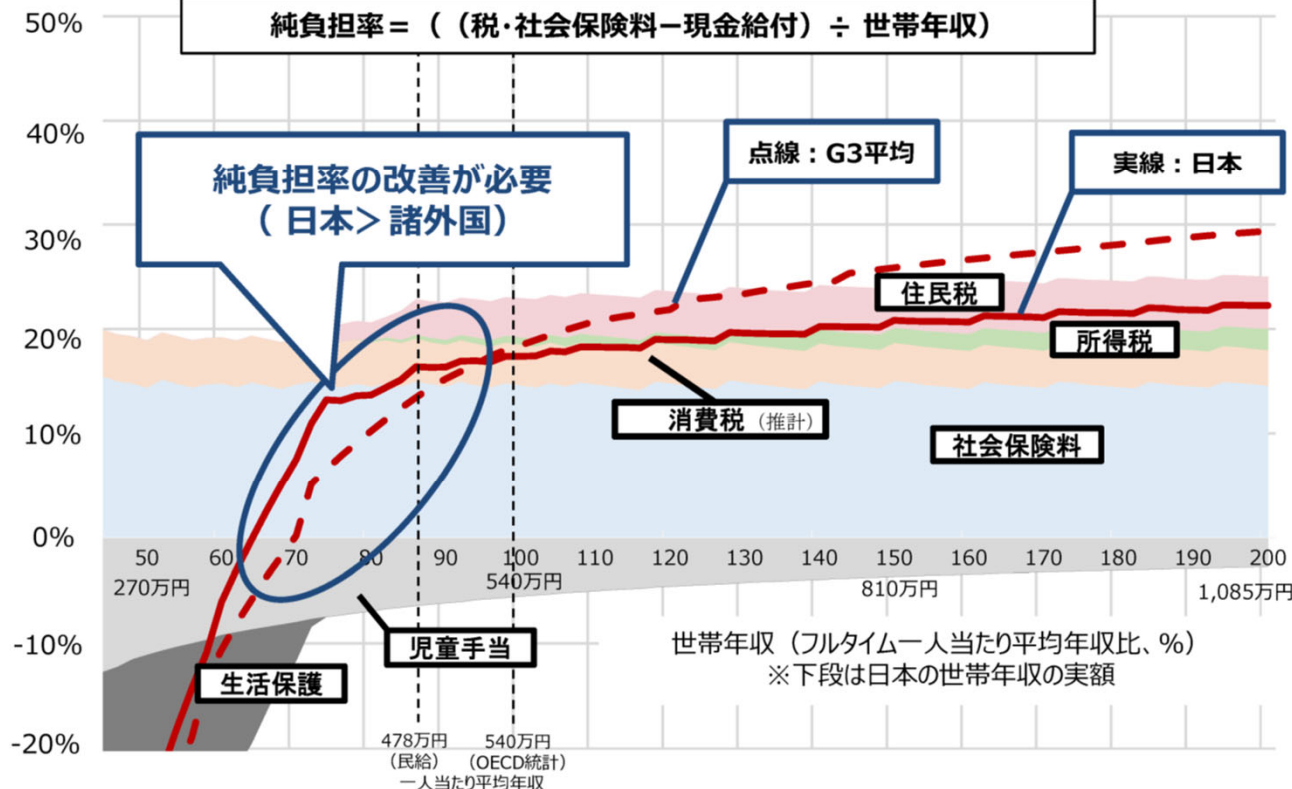
(中間とりまとめ(社会保障国民会議 令和8年7月29日))

- 給付付き税額控除は、諸外国との比較を通じて**純負担率の改善が必要であることが明らかになった、中低所得の現役勤労者に着目。**
- ① その**負担軽減**を通じ、所得に応じて、これまでよりも**一層手取りが増える**ようにするとともに、
② いわゆる**「年収の壁」**などによる**「働き控え」**を緩和することを通じた**就労促進**を図る、
という喫緊の課題に適切に対応する必要。
- これらを目的として、**制度横断的に、負担(税・社会保険料)と現金給付を総合的に捉え、純負担率を調整する「所得に連動したきめ細かな給付」**を行うこれまでにない新たな制度を早期に導入(令和11年度に本格導入)。
- ※ 今回導入を目指す「所得に連動したきめ細かな給付」は、本格的な「給付付き税額控除」を導入する第一歩であり、制度の将来像については、継続して検討を行う。
- ※ 「所得に連動したきめ細かな給付」制度の導入に当たって、公金受取口座の登録率向上などデジタル技術を活用した事務負担軽減に取り組みつつ、その後の実務的な環境整備の進展に合わせて、段階的な精緻化を図る。
- ※ 税額控除と給付の組合せとすることについては、将来的に給付のみと決め打ちすることなく、今後とも、個人所得課税における人的控除の見直しによる税負担の変化や、デジタル技術の進展に応じた事務負担も踏まえ、検討を継続。

【子育て世帯(夫婦・子2人)の純負担率】

G3(米・独・仏)平均との比較

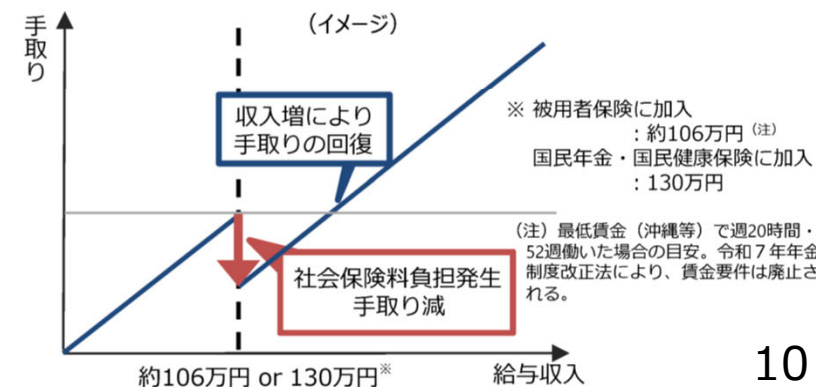
$$\text{純負担率} = (\text{税・社会保険料} - \text{現金給付}) \div \text{世帯年収}$$



【深刻な人手不足(雇用人員判断D.I.の推移)】



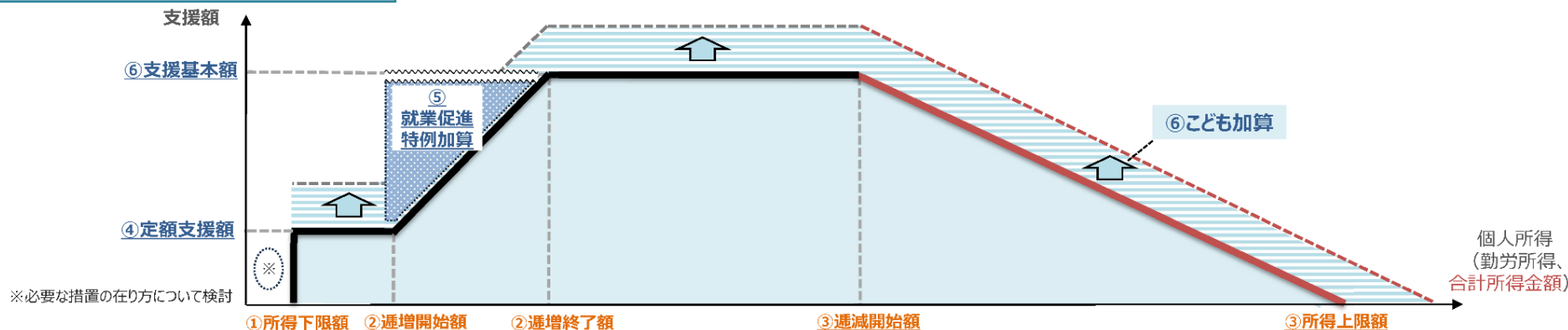
【「年収の壁」による手取りの変化】



飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱②

就業者負担軽減支援金の支給

給付に係る閾値となる所得水準及び給付額等について、法律の規定内容や政令で定める際の考え方を記載



①所得下限額

〔 中低所得の現役勤労者の税・社会保険料負担を軽減する制度として、一定の勤労所得がある者を対象とする基準 〕

- 税制及び社会保険制度、就業促進の効果を考慮して定める。特に課税所得の把握、事業所得を含めた総合的なバランス等を勘案。
※ 「中間とりまとめ」における意見①被用者保険の短時間労働者の適用ライン超（所得約32万円超（給与収入約106万円超））、②給与所得0円超（給与収入74万円超）、③雇用保険の適用ライン超（給与収入約53万円超）
- 事業所得・業務に係る雑所得は、就労とみなせる水準として定める額を超える場合に勤労所得として合計する。

②逡増開始額／逡増終了額

〔 就業促進の観点から、支援額を逡増（より働けば支援額も増加）する範囲の基準 〕

- 逡増開始額は、個人住民税所得割が課税される水準を踏まえて定める。
※ 個人住民税所得割の非課税限度額（単身）は給与収入119万円
- 逡増終了額は、被用者保険適用要件等を踏まえた就業促進の効果等を考慮して定める。

③逡減開始額／所得上限額

〔 合計所得金額が一定額を超える場合に、公平性の観点から、支援額を逡減・消失させるための合計所得金額の基準 〕

- 所得上限額は、以下を考慮しつつ、恒久財源の確保と併せて検討し定める。
 - ・ 我が国と諸外国の純負担率及び純負担額の国際比較
 - ・ 諸外国の類似制度において支給対象となる勤労者の割合 等
- 逡減開始額等は、諸外国との純負担率の差、就業促進の効果等を考慮して、所得上限額と併せて検討し定める。

執行等

- 請求に基づき市町村（特別区含む）が認定し、毎年1回支給（※）。公金受取口座登録者については、市町村長が（請求なしで）職権で認定し、支給可能（受給者・市町村双方の事務負担を軽減）。※ ただし、令和11年度以降の支援金に円滑に接続するため、令和11年4月に、年度替わりの地方自治体の事務負担を十分考慮しつつ、令和10年度の受給資格者に対して令和11年度以降の制度による支援額の半年分相当額を基本とした額を先行して支給する。その後、令和11年度の受給資格者に対して当該支援額の半年分相当額を基本とした額を支給する。
- 支援金制度は、令和9年4月から導入する。 ● 内閣府所管とし、租税・社会保険料負担に関する総合調整本部を設置する。

④定額支援額

〔 非課税ライン以下の所得把握には執行上の課題があり、給付額を逡増させると誤支給につながる可能性があるため、定額を支給。 〕

- 勤労所得が逡増開始額以下である勤労者の税及び社会保険料の負担等を考慮して定める。その際、飲食料品に係る消費税率の軽減等が実施されることを踏まえる。

⑤就業促進特例加算

〔 「年収の壁」による手取りの減少を踏まえ、「年収の壁」が解消するまでの時限的な措置として、「年収の壁」に配慮した一定の加算 〕

- 要件は①勤労所得が、被用者保険の短時間労働者の適用ライン～可処分所得減少が回復する水準
②被用者保険の適用による社会保険料相当額の支払い
- 加算額は、年収の壁に直面する方に手厚い給付を行うこととそれ以外の方に対する給付を含めた総合的なバランス等を勘案して定める。

⑥支援基本額／こども加算

- 諸外国と我が国の純負担率の差を踏まえつつ、支援基本額と、19歳未満の居住者である扶養親族*の数に応じたこども加算額とをあわせて検討し定める。*R9～10においては、16歳未満の扶養親族

配偶者所得上限額

〔 高所得の配偶者がいる場合の例外措置に係る基準 〕

- 配偶者の合計所得金額 ≤ 配偶者所得上限額（R11から適用）
配偶者所得上限額は、公平性の観点及び複雑な制度設計を避ける観点から、確定申告等による所得把握を含め税制及び社会保険制度の状況を踏まえて定める。

純負担基準額

〔 一定の税・社会保険料負担がある者として、「純負担」が現役並みである中低所得の高齢者等も対象とする上での基準 〕

- 純負担（税・社保負担額－公的年金等） > 純負担基準額を満たす者が対象
純負担基準額は、所得下限額を超える現役勤労者が通常負担する税・社会保険料の水準を踏まえて定める。

2. 人的控除の現状

人的控除の種類および概要

		改正年度 (所得税)	対 象 者	控 除 額		本人の所得要件
				所 得 税	住 民 税	
基礎的な人的控除	基礎控除	昭和22年 (1947年)	・本人	最高104万円 〔合計所得金額489万円以下:104万円 489万円超655万円以下:67万円 655万円超2,350万円以下:62万円〕	最高43万円	合計所得金額2,500万円以下 〔所得税:2,350万円超から 住民税:2,400万円超から 控除額が通減〕
	配偶者控除 一般の控除対象配偶者 老人控除対象配偶者	昭和36年 (1961年) (昭和36年) (1961年) 昭和52年 (1977年)	・生計を一にし、かつ、合計所得金額が62万円以下である配偶者 (控除対象配偶者)を有する者 ・年齢が70歳未満の控除対象配偶者を有する者 ・年齢が70歳以上の控除対象配偶者を有する者	最高38万円 最高48万円	最高33万円 最高38万円	合計所得金額1,000万円以下 (900万円超から控除額が通減)
	配偶者特別控除	昭和62年 (1987年)	・生計を一にし、かつ、合計所得金額が62万円を超え133万円以下である配偶者を有する者	最高38万円	最高33万円	合計所得金額1,000万円以下 (900万円超から控除額が通減)
	扶養控除 一般の扶養親族 特定扶養親族 老人扶養親族	昭和25年 (1950年) (昭和25年) (1950年) 昭和63年 (1988年) 昭和47年 (1972年)	・生計を一にし、かつ、合計所得金額が62万円以下である親族等 (扶養親族)を有する者 ・年齢が16歳以上19歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族を有する者 ・年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族を有する者 ・年齢が70歳以上の扶養親族を有する者	38万円 63万円 48万円	33万円 45万円 38万円	— — —
	(同居老親等加算)	昭和54年 (1979年)	・直系尊属である老人扶養親族と同居を常況としている者	+10万円	+7万円	—
	特定親族特別控除	令和7年 (2025年)	・生計を一にし、かつ、合計所得金額が62万円を超え123万円以下である年齢が19歳以上23歳未満の親族等を有する者	最高63万円	最高45万円	—
	障害者控除 (特別障害者控除) (同居特別障害者控除)	昭和25年 (1950年) 昭和43年 (1968年) 昭和57年 (1982年)	・障害者である者 ・障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者 ・特別障害者である者 ・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者 ・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族と同居を常況としている者	27万円 40万円 75万円	26万円 30万円 53万円	— — —
特別な人的控除	寡婦控除	昭和26年 (1951年)	①夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者 ②夫と死別した後婚姻をしていない者 ※ひとり親に該当する者は除く ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外	27万円	26万円	合計所得金額500万円以下
	ひとり親控除	令和2年 (2020年)	・現に婚姻をしていないもので、かつ、生計を一にする子(総所得金額等が62万円以下)を有する者 ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外	38万円	33万円	合計所得金額500万円以下
	勤労学生控除	昭和26年 (1951年)	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者	27万円	26万円	合計所得金額89万円以下かつ 給与所得等以外が10万円以下

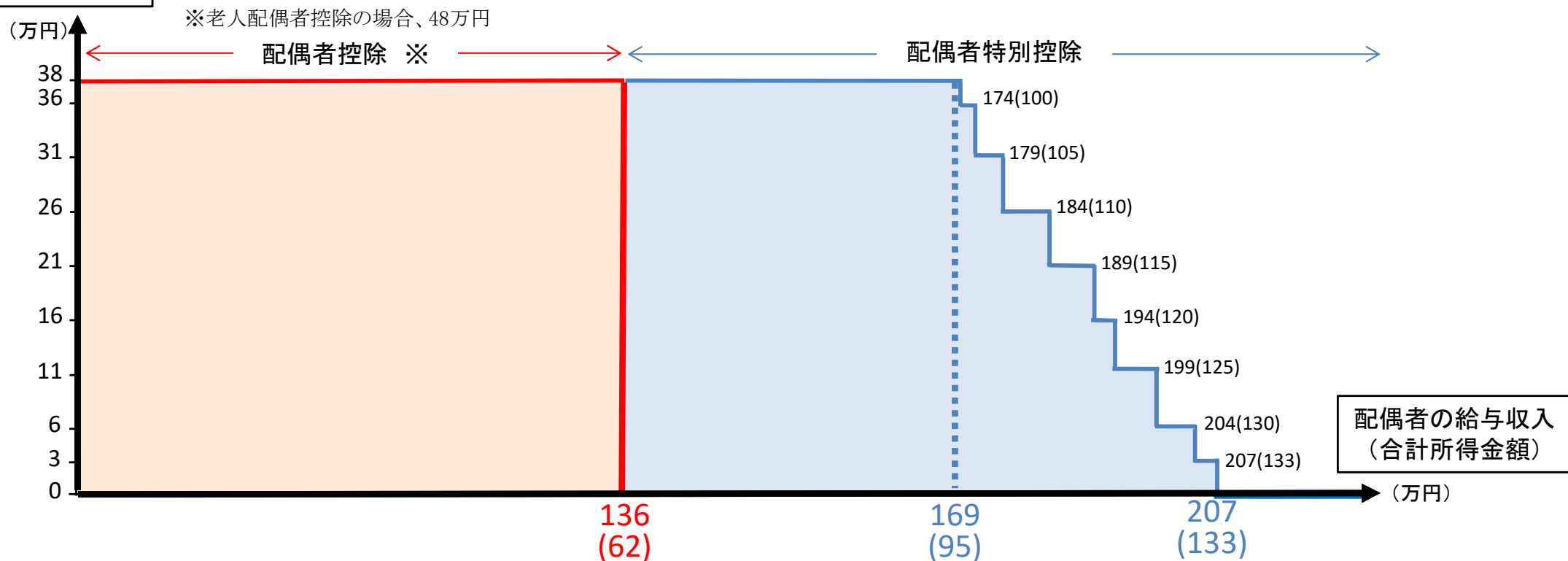
(注) 令和8年度改正後

配偶者控除・配偶者特別控除の概要

- 配偶者の所得の大きさに応じて控除額を段階的に減少させる配偶者特別控除により、配偶者の収入が136万円を超えても世帯の手取りは逆転しない。
- 納税者本人の所得制限を設けることにより、高所得者には控除が適用されない。

納税者本人の
受ける控除額

※表中の数字は令和8・9年分所得
について適用されるもの



納税者本人の
所得制限

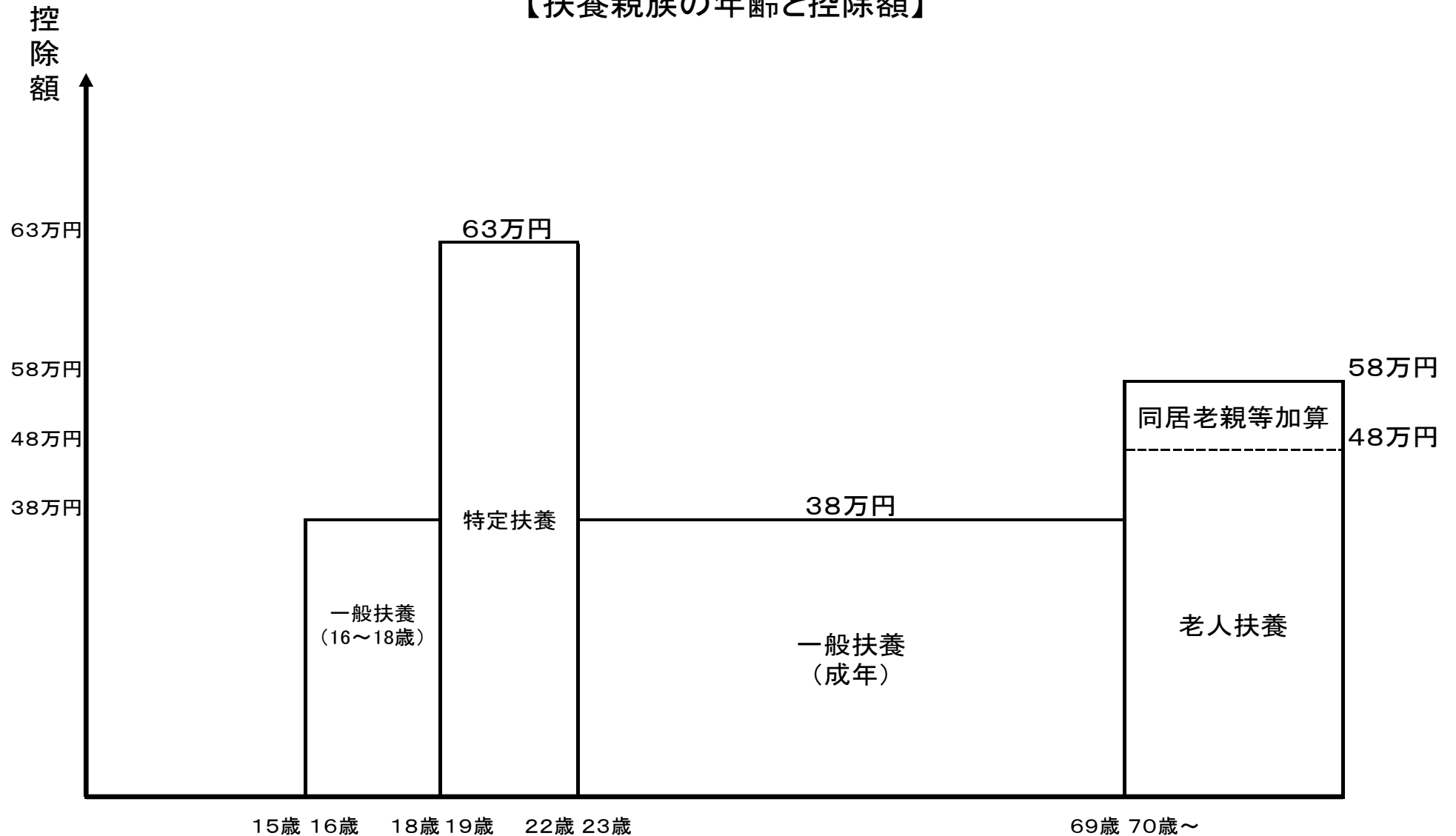
配偶者控除・配偶者特別控除の額は給与収入1,095万円(合計所得金額900万円)から逡減開始し、給与収入1,195万円(合計所得金額1,000万円)で消失する。
(平成29年度改正以前は配偶者控除に所得制限はなく、配偶者特別控除は給与収入1,195万円(合計所得金額1,000万円)で消失)

(注) 納税者本人の給与収入(合計所得金額)が1,095万円(900万円)以下の場合の「控除額」を、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が、①1,095～1,145万円(900～950万円)の場合には、その控除額の2/3、②1,145～1,195万円(950～1,000万円)の場合には、その控除額の1/3とし、③1,195万円(1,000万円)を超える場合には消失。(控除額は1万円未満切上げ)。

扶養控除の概要

- 自己と生計を一にする扶養親族を有する納税者に対して、その担税力の減殺を調整する趣旨。
－「わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方－」(政府税制調査会 令和5年6月)
- 対象となる扶養親族：生計を一にし、かつ、合計所得金額が62万円以下である親族等。(注：令和8年度改正に基づいている。)

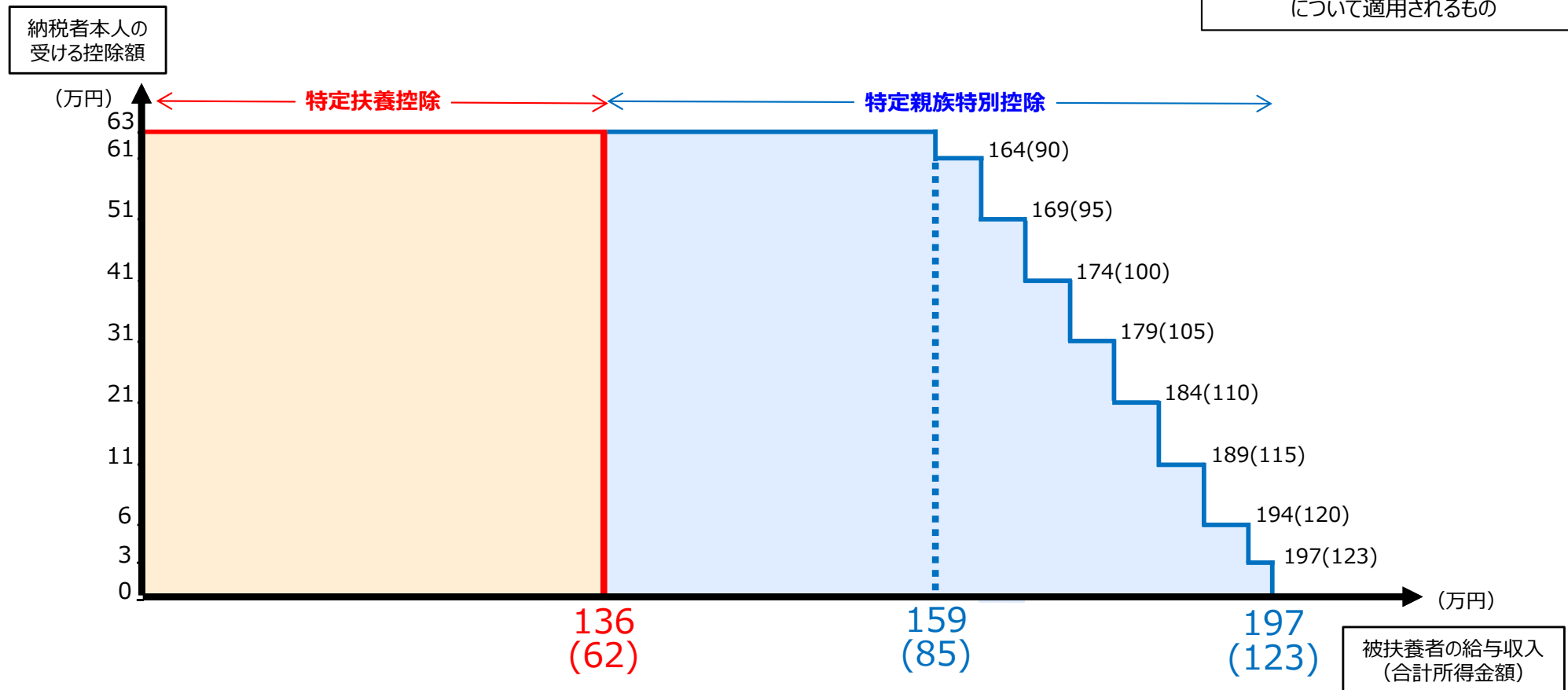
【扶養親族の年齢と控除額】



特定扶養控除・特定親族特別控除の概要

- 19歳以上23歳未満の大学生年代の子等の合計所得金額が85万円（給与収入159万円に相当）までは、親等が特定扶養控除と同額（63万円）の所得控除を受けられ、また、大学生年代の子等の合計所得金額が85万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逦減する。

※表中の数字は令和8・9年分所得について適用されるもの



障害者控除

【制度の概要】

- 納税者またはその同一生計配偶者もしくは扶養親族が「障害者」に該当する場合には、「障害者控除」として所得控除ができる。

【控除額】

国：	一般の障害者の場合 1 人につき	27万円
	特別障害者の場合 1 人につき	40万円
	同居特別障害者の場合 1 人につき	75万円
地方：	一般の障害者の場合 1 人につき	26万円
	特別障害者の場合 1 人につき	30万円
	同居特別障害者の場合 1 人につき	53万円

(注)同居特別障害者とは、特別障害者で、かつ、その納税者またはその納税者の配偶者もしくはその納税者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている者をいう。

【「障害者」の要件】

- ① 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者
- ② 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 ほか

【「特別障害者」の要件】

- ① 身体障害者手帳に身体上の障害の程度が 1 級または 2 級である者として記載されている者
- ② 精神障害者保健福祉手帳に障害等級が 1 級である者として記載されている者 ほか

【制度の概要】

- 納税者が「寡婦」に該当する場合には、「寡婦控除」として所得控除ができる。

【控除額】

国： 27万円
地方： 26万円

【「寡婦」の要件】

- 「ひとり親」に該当せず、次のいずれかに該当し、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者（注）
がないこと
 - ・ 夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる者で、合計所得金額が500万円以下の者
 - ・ 夫と死別した後婚姻をしていない者または夫の生死が明らかでない一定の者で、合計所得金額が500万円以下の者

（注）住民票の続柄の「夫（未届）」、「妻（未届）」の記載で判別

ひとり親控除

【制度の概要】

- 納税者が「ひとり親」に該当する場合には、「ひとり親控除」として所得控除ができる。

【控除額】

国： 38万円※

地方： 33万円※

※令和9年分の所得税、令和10年度分の個人住民税から適用

【「ひとり親」の要件】

- ① 次のいずれかに該当すること
 - ・ 現に婚姻をしていない者
 - ・ 配偶者の生死の明らかでない者
- ② 生計を一にする子（注1）を有すること
- ③ 合計所得金額500万円以下
- ④ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者（注2）がいないこと

（注1）総所得金額等が62万円以下であり、他の者の扶養親族又は同一生計配偶者とされていない子

（注2）住民票の続柄の「夫（未届）」「妻（未届）」の記載で判別

【制度の概要】

- 納税者が「勤労学生」に該当する場合には、「勤労学生控除」として所得控除ができる。

【控除額】

国： 27万円

地方： 26万円

【「勤労学生」の要件】

- 次のいずれかに該当する者で、自己の給与所得等^(注)があり、かつ、合計所得金額が85万円以下で、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下の者
 - ① 学校教育法に規定する小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校などの学生、生徒、児童
 - ② 学校法人等により設置された専修学校、各種学校の生徒で一定の課程を履修する者
 - ③ 職業訓練法人の行う認定職業訓練を受ける者で一定の課程を履修する者

(注) 自己の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得

3. 控除方式

所得控除、税額控除、ゼロ税率

所得控除

所得金額から控除を行うことで
一定金額までの所得について
税負担を求めないこととする方式
(例) アメリカ、イギリス

所得金額

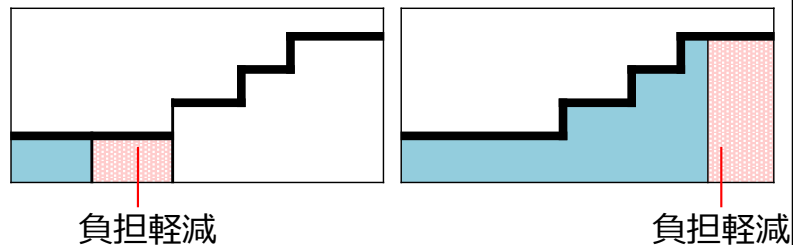


所得控除

課税所得



累進税率を適用



高所得者ほど大

税額控除

一定の所得金額に最低税率を
乗じた金額を税額から控除する
ことにより税負担を軽減する方式
(例) カナダ

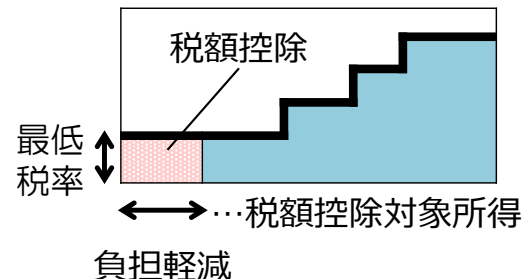
所得金額

||

課税所得



累進税率を適用



ゼロ税率

課税所得の一部にゼロ税率を
適用することにより税負担を
求めないこととする方式
(例) ドイツ、フランス

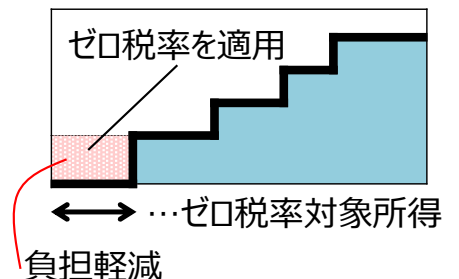
所得金額

||

課税所得



所得控除なしで
累進税率を適用



所得水準によらず一定

各方式の考え方と論点

所得控除

- 所得金額によらず、一定の金額を所得金額から控除。
- 所得のうち本人及びその家族の最低限度の生活を維持するのに必要な部分は担税力を持たないという憲法25条の生存権の保障の租税法における現れ。
- 所得金額から所得控除額を差し引いた「課税所得」を担税力の指標（物差し）として位置づけ、同じ「課税所得」に同じ税負担を求める仕組み。
- どのような者に同じ税負担を求めるのが分かりやすい。
- 税負担軽減効果は金額ベースでは高所得者ほど大きいですが、割合ベース^(※)では高所得者ほど減少。

(※) 所得税額全体に占める所得控除による税負担軽減額の割合。

(参考) 基礎控除62万円による税負担軽減効果

- 単身で年収300万円(限界税率5%)の場合
 - ・ 税負担軽減額: 3.1万円
 - ・ 基礎控除がない場合の所得税額に占める割合:
 $3.1\text{万円} / 7.9\text{万円} = 39.2\%$
- 単身で年収2,000万円(限界税率33%)の場合
 - ・ 税負担軽減額: 20.5万円
 - ・ 基礎控除がない場合の所得税額に占める割合:
 $20.5\text{万円} / 388.6\text{万円} = 5.3\%$

税額控除

- 所得金額によらず、一定の金額を所得税額から控除する効果。
- 所得再分配機能を大きく高める観点から、税負担軽減効果は、金額ベースで一定であるべきとの考え方に基づく仕組み。
- 同じ規模の財源であれば、所得再分配機能は、所得控除方式より高い。
- 基礎控除全額を置き換えるような場合、幅広い収入階級層にとって税負担増。特に高所得者層は大幅な増税となる。
- 税額計算の過程で、所得計算上の控除（給与所得控除等）と税額控除が混在することとなる。
- 課税最低限を算出するには税額を税率で割り返すという作業が必要となり、わかりづらい。

ゼロ税率

- 個人単位課税の下では、ゼロ税率が適用される課税所得の額の大きさについて、家族構成等を反映させることについては実務的な課題が大きい。
- 基礎控除はゼロ税率方式を採用し、その他の人的控除は引き続き所得控除方式で対応する場合、税制が複雑化し、また、税理論の面からの整理にも課題がある。主要国で併存する例はない。

3. 個人所得課税の見直し

(1) 人的控除の控除方式のあり方

我が国の人的控除については、基本的に、所得の多寡によらず一定金額を所得から控除する所得控除方式が採用されているが、高所得者にまで税負担の軽減効果を及ぼす必要性は乏しいのではないか、高所得者ほど税負担の軽減額が大きいことは望ましくないのではないかと指摘がある。

こうした指摘を踏まえ、「ゼロ税率方式」や「税額控除方式」、「逓減・消失型の所得控除方式」といった主要国における負担調整の仕組み^(参考)も参考にしつつ、我が国の人的控除の控除方式のあり方についても見直しに向けた検討を進めていくべきである。

(参考) 主要国における負担調整の仕組み

- ・ ドイツ、フランス等の諸外国においては、所得控除方式の基礎控除が存在しない一方、課税所得の一部にゼロ税率を適用する制度が導入されている。
- ・ カナダにおいては、基礎控除等の人的控除について、一定の所得金額が設定され、この額に最低税率を乗じた金額を税額から控除する仕組みが採用されている。こうした仕組みは、当該一定の所得金額が、最低税率が適用される所得のブラケットの範囲内であれば、ゼロ税率と同様の効果がある。
- ・ アメリカの人的控除やイギリスの基礎控除においては、所得控除の仕組みとしたままで、控除額に一定の上限を設け、所得の増加に応じて控除額を逓減・消失させる仕組み(逓減・消失型の所得控除方式)が採用されている。

なお、見直しの方向性として、簡素な仕組みとする観点から収入にかかわらず税負担の軽減額が一定となる「税額控除方式」とすべきとの意見があった一方、平成29 年度改正における配偶者控除等の見直しを含め、現在の所得控除方式は広く定着していることを重視する観点から、所得控除方式を維持しつつ高所得者について税負担の軽減額が逓減・消失する「逓減・消失型の所得控除方式」とすべきとの意見もあった。いずれの方式を採用するにせよ、垂直的公平に寄与するものであり、見直しの意義や効果について国民の理解を広げていくことが重要である。個人所得課税については、わが国の経済社会の構造変化を踏まえ、引き続き、格差の是正及び所得再分配機能の適切な発揮、働き方に対する中立性の確保、子育て世帯の負担への配慮といった観点から、歳出面を含めた政策全体での対応も踏まえつつ、人的控除をはじめとする各種控除のあり方について検討を行う。

第2部 個別税目の現状と課題

I. 個人所得課税

2. 個人所得課税の課題

(2) 所得再分配機能の適切な発揮の観点からの検討

…所得控除については、働き方の多様化への対応や所得再分配機能の向上の観点から、平成29年度税制改正や平成30年度税制改正において人的控除の見直しが行われたところですが、その影響も見極めつつ、引き続き、所得控除のあり方を検討していくことが求められます。…

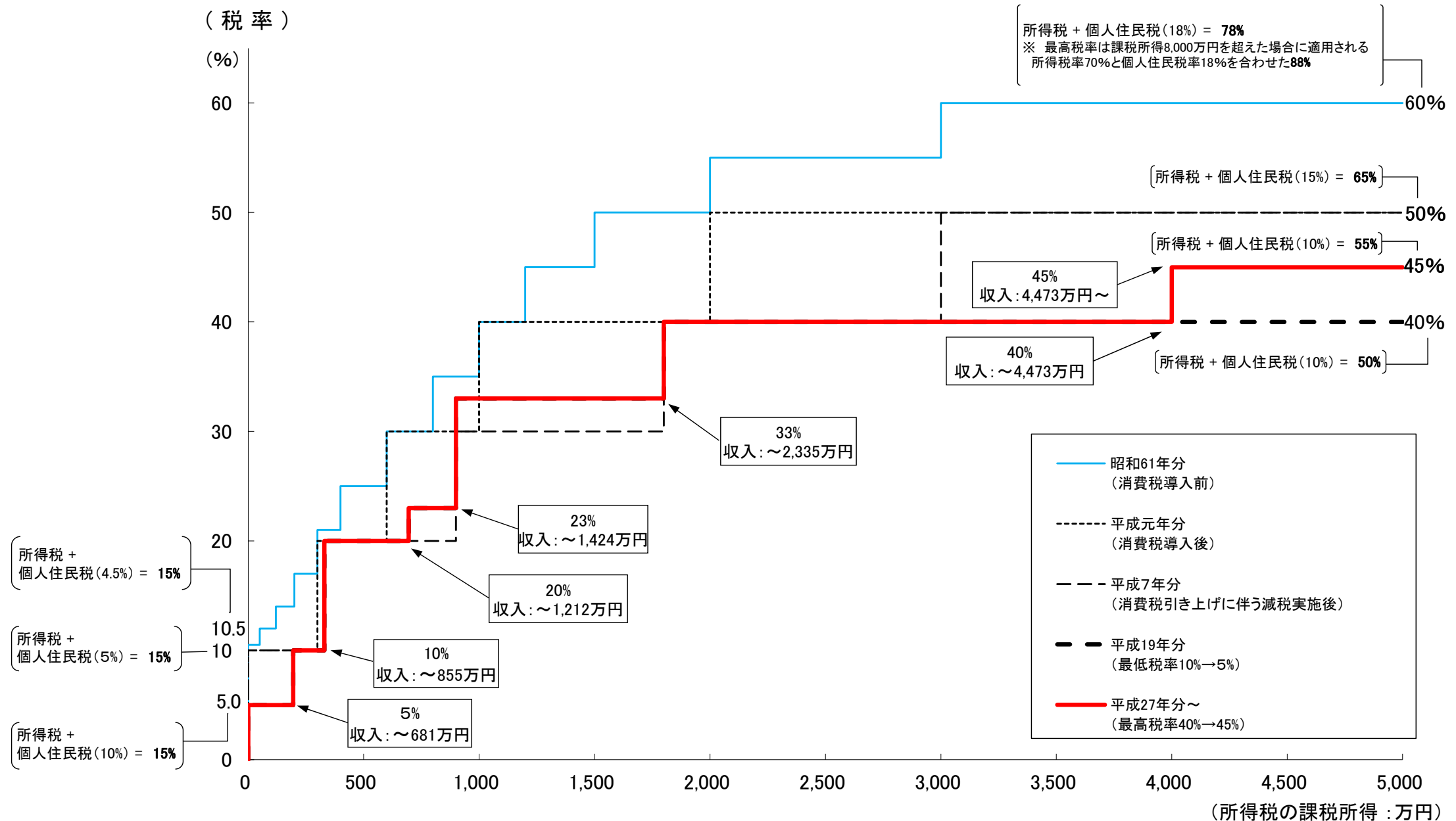
<参考:所得控除と税額控除>

所得税においては、個人の様々な事情を踏まえた担税力の減殺に対する斟酌や各種の政策上の配慮を行うため、課税対象となる所得を計算する過程で一定の金額を所得から控除する所得控除方式が採用されています。この所得控除方式による諸控除のうち人的控除については、納税者の家族構成などの事情に応じ、一定水準までの所得には課税しないこととするための機能や、税負担の累進性を確保する機能を有する反面、適用される限界税率が高い高所得者ほど軽減される税額が大きくなるという特徴があります。

諸外国の個人所得課税においても、我が国と同様に、納税者の家族構成などの事情を踏まえつつ、一定水準までの所得には課税しないという考え方に立っていますが、①ドイツやフランス等で採用されているゼロ税率方式、②カナダで採用されている税額控除方式(一定の所得金額に最低税率を乗じた金額を税額から控除する方式)、③アメリカの人的控除、イギリスの基礎控除で採用されている通減・消失型の所得控除方式など、その方式は様々です。

4. 税率構造・税負担の在り方

所得税の税率構造の変遷



(注) 収入については、夫婦子2人(片働き)の給与所得者で、子のうち1人が特定扶養親族、1人が一般扶養親族に該当するものとして計算している。

所得税の課税ベース及び諸控除のイメージ

課税対象となる収入約280兆円

(給与収入(約250兆円)、年金収入(約20兆円)、事業・不動産収入(所得ベースで約10兆円)等)

所得金額(約210兆円)

各種所得についての控除
(約80兆円)

所得控除
(約80兆円)

課税所得(約130兆円)

非
課
税
所
得

人的控除
(約40兆円)

その他
(約40兆円)

・給与所得控除等
(約64兆円)

・公的年金
等控除
(約11兆円)

・基礎控除
(約27兆円)
・配偶者控除
(約3兆円)
・一般扶養控除
(約2兆円)
・特定扶養控除
(約2兆円)
・老人扶養控除
(約1兆円)
等

・社会保険料控除
(約35兆円)
・生命保険料控除
(約3兆円)
等

[所得税額: 約15.5兆円]

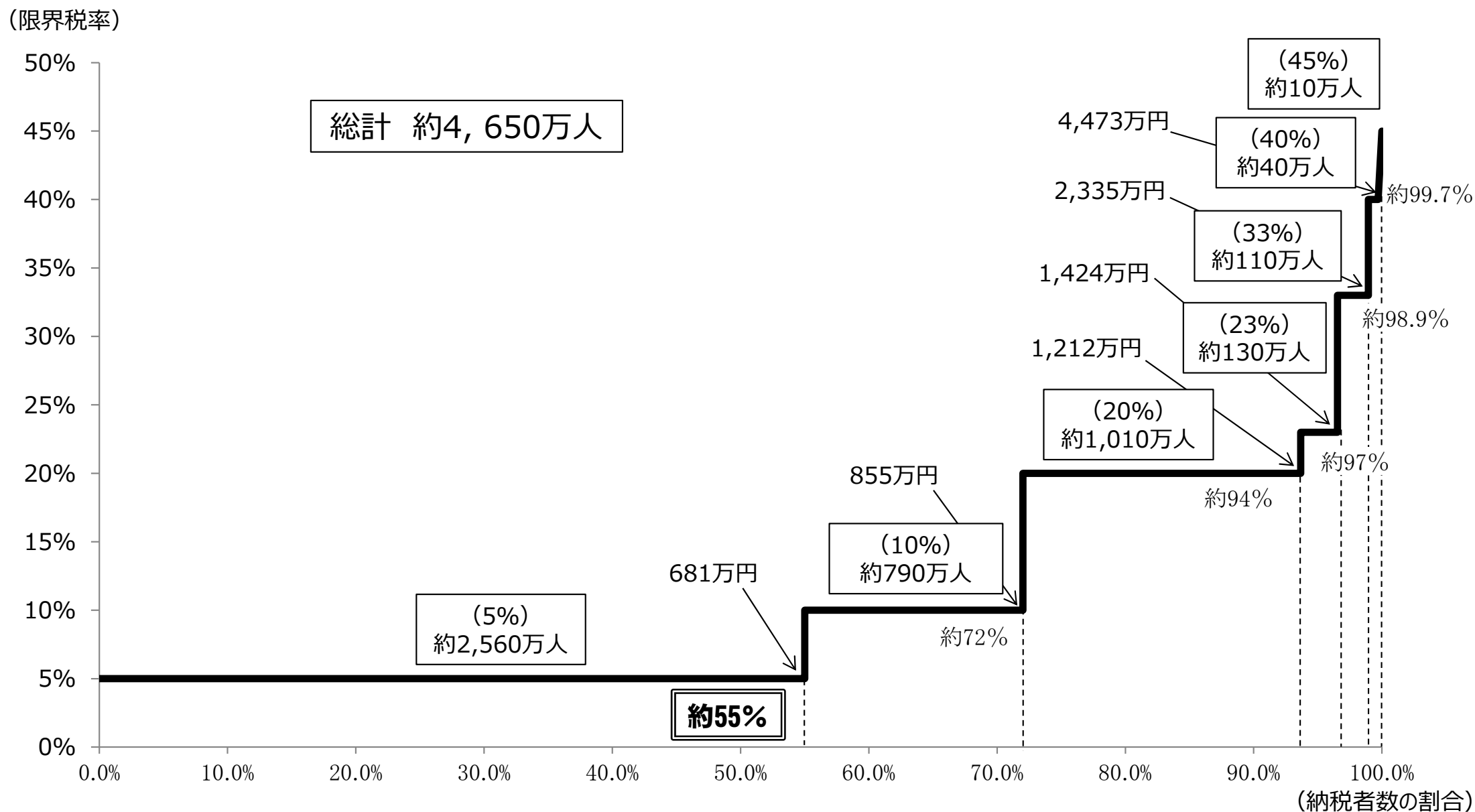
(注1) 計数は「令和6年度 市町村税課税状況等の調」(総務省)等を基に作成。

(注2) 上記計数は総合課税分(給与所得、雑所得(年金等)、事業所得、不動産所得 等)の納税者に係るものである。

(注3) 「令和6年度 市町村税課税状況等の調」(総務省)には、個人住民税における定額減税の影響が含まれていることに留意。

上記の所得税額に対し、約0.5兆円の税額控除(主として住宅ローン控除)が適用。

納税者の分布（所得税の限界税率ブラケット別）



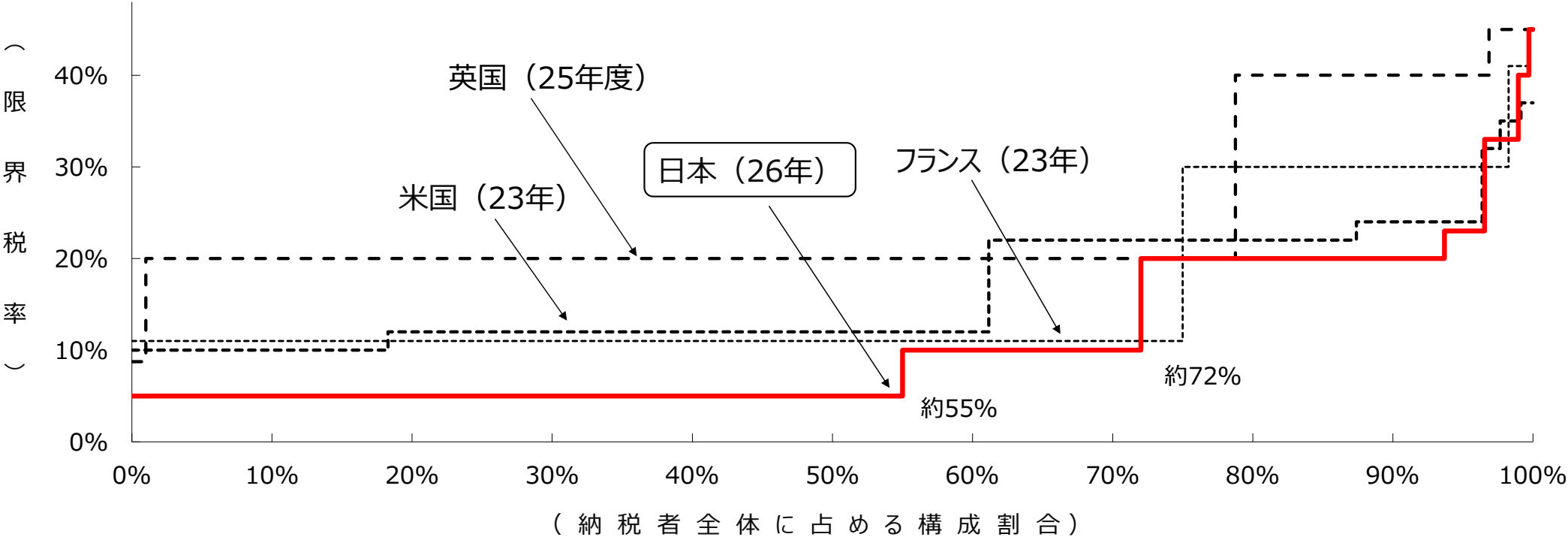
(注1) 令和8年度予算ベースの推計値である。

(注2) 矢印の金額は、夫婦子2人（片働き）の給与所得者で子のうち1人が特定扶養親族、1人が一般扶養親族に該当する場合の給与収入金額である。

主要国における所得税の限界税率ブラケット別納税者（又は申告書）数割合の比較

(2026年9月現在)

我が国の所得税の納税者においては、最低税率（5%）が適用される納税者が約半数を占め、約四分之三の納税者が適用税率10%以下。



限界税率	10%以下	10%超～20%以下	20%超
日本（26年）	(72/100) 	(22/100) 	(6/100) 
米国（23年）	(18/100) 	(43/100) 	(39/100) 
英国（25年度）	(1/100) 	(78/100) 	(21/100) 
フランス（23年）	(0/100)	(75/100) 	(25/100) 

(注1) 日本のデータは、令和8年度予算ベースの推計値である。
(注2) 諸外国のデータは各国の税務統計に基づいて作成。
(注3) 各国の税率構造について、表中の課税期間においては、日本は7段階（5・10・20・23・33・40・45%）、米国は7段階（10・12・22・24・32・35・37%）、英国は3段階（20・40・45%）、フランスは5段階（0・11・30・41・45%）である。
(注4) 米国は個人単位と夫婦単位課税の選択制であり、フランスは世帯単位課税であるため、納税者数の割合は推計が困難である。このため、ここでは申告書数の割合を掲げている。
(注5) 英国では、限界税率「0%超～10%以下」に含まれるものとして「給与所得等がなく配当所得に8.75%の税率が課されている者」が存在するが、英国政府の税務統計の整理上、「給与所得等がなく、利子所得に対して20%の税率が課されている者」と合わせた人数のみ公表されており、上表の「0%超～10%以下」には後者も含んだ割合を記載している。
(注6) ドイツは課税所得に応じて税率が連続的に変化するため、記載していない。
(注7) 構成割合については、端数処理の関係で、合計値が一致しないことがある。

極めて高い水準の所得に対する負担の見直し（令和8年度改正）

○ 税負担の公平性の観点から、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化のための措置を見直す。（令和9年分の所得から適用）

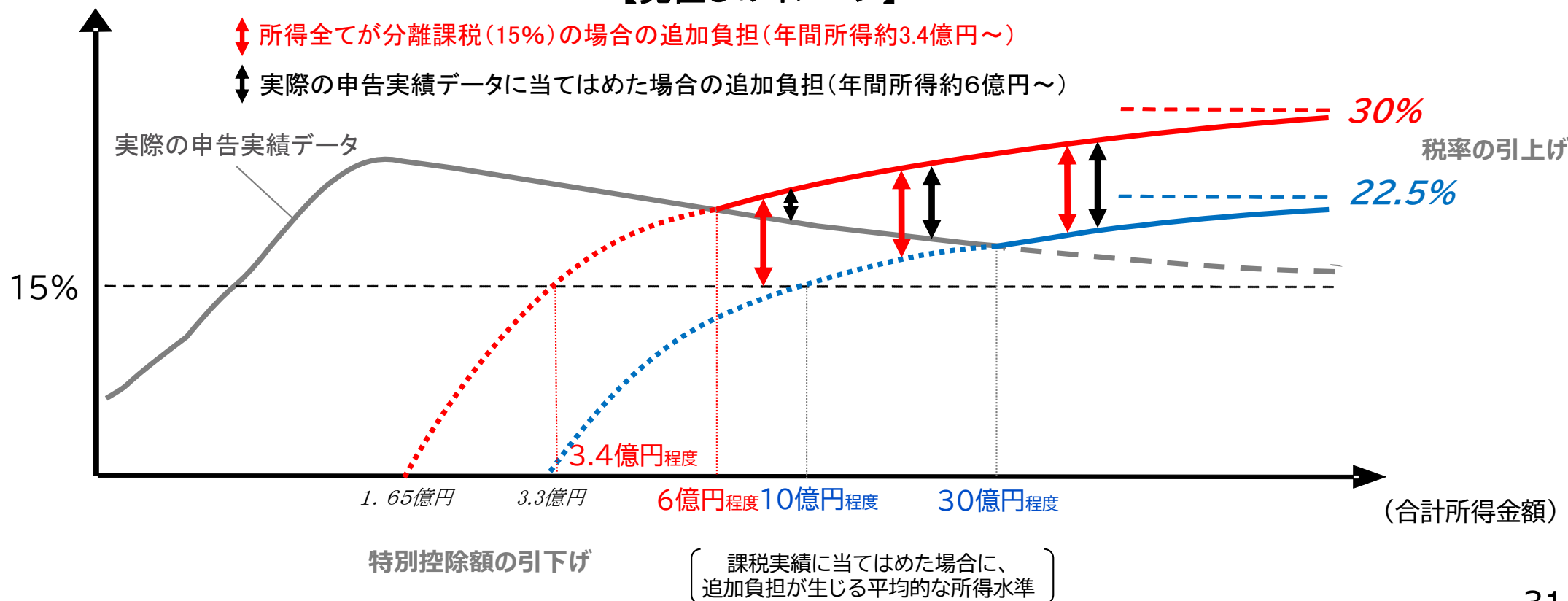
※「貯蓄から投資へ」の観点やスタートアップを生み育てるエコシステムを抜本的に強化するインセンティブを充実する観点から、NISA関連の所得やスタートアップに再投資された所得（上限20億円）等は非課税であり、当措置の計算における所得に含まれない。

改正前	改正後
① 通常の所得税額	① 通常の所得税額
② (合計所得金額※ - 特別控除額(3.3億円)) × 22.5%	② (合計所得金額※ - 特別控除額(1.65億円)) × 30%
②が①を上回る場合に限り、差額分を申告納税	②が①を上回る場合に限り、差額分を申告納税

※ 株式の譲渡所得のみならず、土地建物の譲渡所得や給与・事業所得、その他の各種所得を合算した金額。

(所得税負担率)

【見直しのイメージ】



5. 雑損控除を巡る現状

所得税法 87 条・令和 7 年度税制改正法案に対する附帯決議

○所得税法

(所得控除の順序)

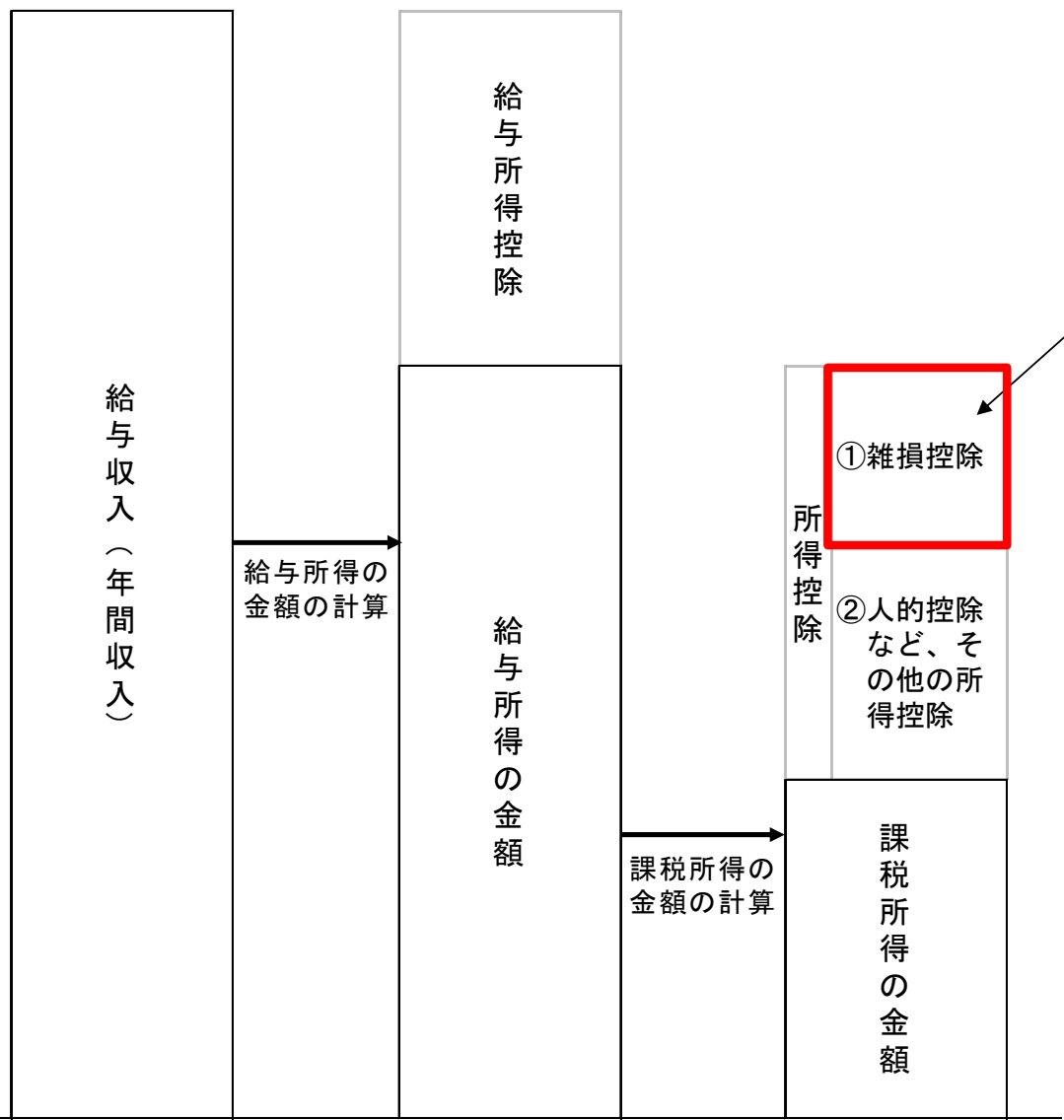
第87条 雑損控除と医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除又は基礎控除とを行う場合には、まず雑損控除を行うものとする。

2 前項の控除をすべき金額は、総所得金額、山林所得金額又は退職所得金額から順次控除する。

○所得税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和 7 年 3 月 31 日参・財金委）（抄）

八 災害による担税力の喪失を勘案し、被災者の負担軽減及び実額控除の機会を拡大する観点から、個人の有する住宅、家財等につき災害により損失が生じた場合における控除の在り方について、当該損失を当該個人の所得から人的控除の後に控除することができる、独立した所得控除の制度の創設等の対応を含め必要な検討を行い、その実現に努めること。

雑損控除と災害減免法



○ 雑損控除（現行制度）
災害等により住宅・家財等に損害を受けたときは、次のいずれか多い金額を控除可能
① 損失額－所得金額の1/10
② 損失額のうち災害関連支出の金額－5万円
なお、その年分で控除しきれない場合は、翌年以後3年間の
(注)繰越し可能（雑損失の繰越控除）
(注)特定非常災害による損失に係る雑損失については、例外的に5年間の繰越控除ができる。

⇕ 選択適用

○ 災害減免法による所得税の減免（現行制度）
災害によって住宅・家財に甚大な損害（時価の1/2以上）を受けたときは、災害減免法の適用を選択し、所得税の全部又は一部の減免を受けることができる。

<災害減免法による減免>

- ・ 合計所得金額500万円以下：全額免除
- ・ 500万円超750万円以下：1/2の軽減
- ・ 750万円超1,000万円以下：1/4の軽減
- ・ 1,000万円超：適用なし

雑損控除の控除順に係るイメージ

- 所得税の計算においては、納税者の担税力の基礎となる所得を求め、そこから更に、世帯の事情等に応じて担税力を調整するための人的控除等が適用される。
- その上で、雑損控除は、災害を含め、住宅や生活に必要な資産などの生活の基盤に生じた損失という、直接的な担税力の減殺を調整するものであり、所得税計算上、まず先に控除することとされている。
- 仮に、雑損控除の控除の順序を入れ替えると、以下のような影響がある。ただし、同じ所得金額、同じ損失の金額を有する納税者の間で、雑損控除以外の所得控除額の大小により雑損失の繰越額が異なることとなる。
※例えば、世帯構成(扶養控除等の適用状況)によって変わるほか、寄附金控除等の政策的に認められる所得控除の適用の有無によっても変動することとなり得る。

【数値例】

合計所得金額500万円、雑損失額400万円、その他所得控除額（人的控除等）200万円の場合。

（概ね、給与収入700万円程度、夫婦片働き世帯の場合に相当。）

<例1：現行制度の控除順の場合>

1年目：500万円（合計所得金額）－400万円（雑損控除）－200万円（その他控除）→0円（課税所得金額）
2年目：500万円（合計所得金額）－200万円（その他控除）=300万円（課税所得金額）

⇒1年目で雑損控除400万円を控除しきれることとなり、2年目への繰り越しは無い。

<例2：雑損控除等の適用を人的控除等の後とした場合>

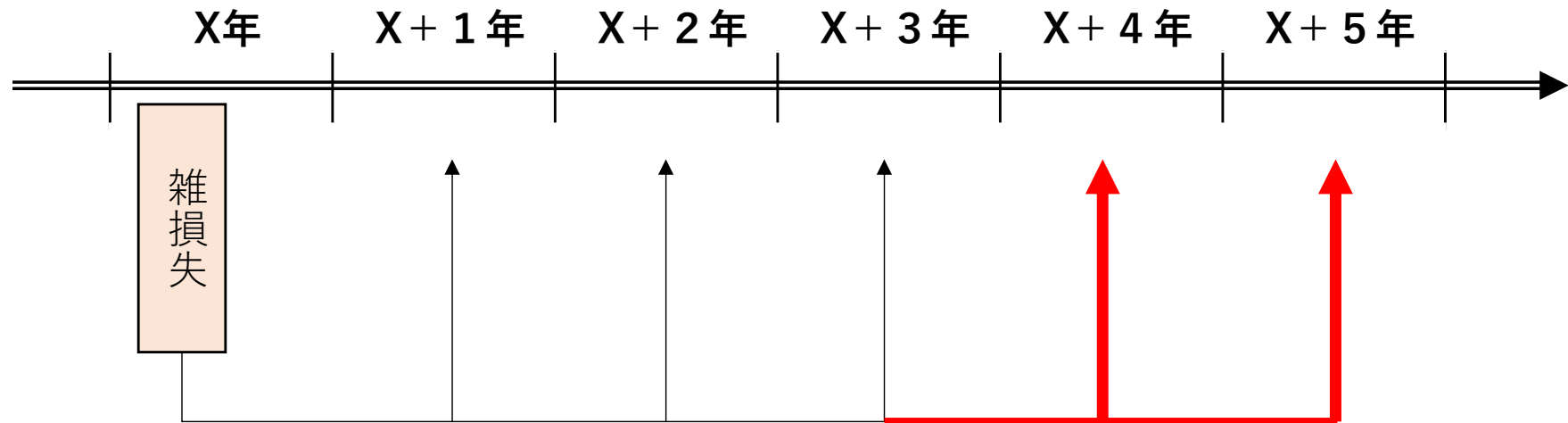
1年目：500万円（合計所得金額）－200万円（その他控除）－300万円（雑損控除）＝0円（課税所得金額）
2年目：500万円（合計所得金額）－200万円（その他控除）－100万円（繰越控除）＝200万円（課税所得金額）

⇒1年目の雑損控除適用額は300万円、2年目へ100万円繰り越されることとなり、例1の場合より2年目の課税所得金額は100万円低くなる。

特定非常災害に係る損失の繰越控除（雑損失）（令和5年度改正）

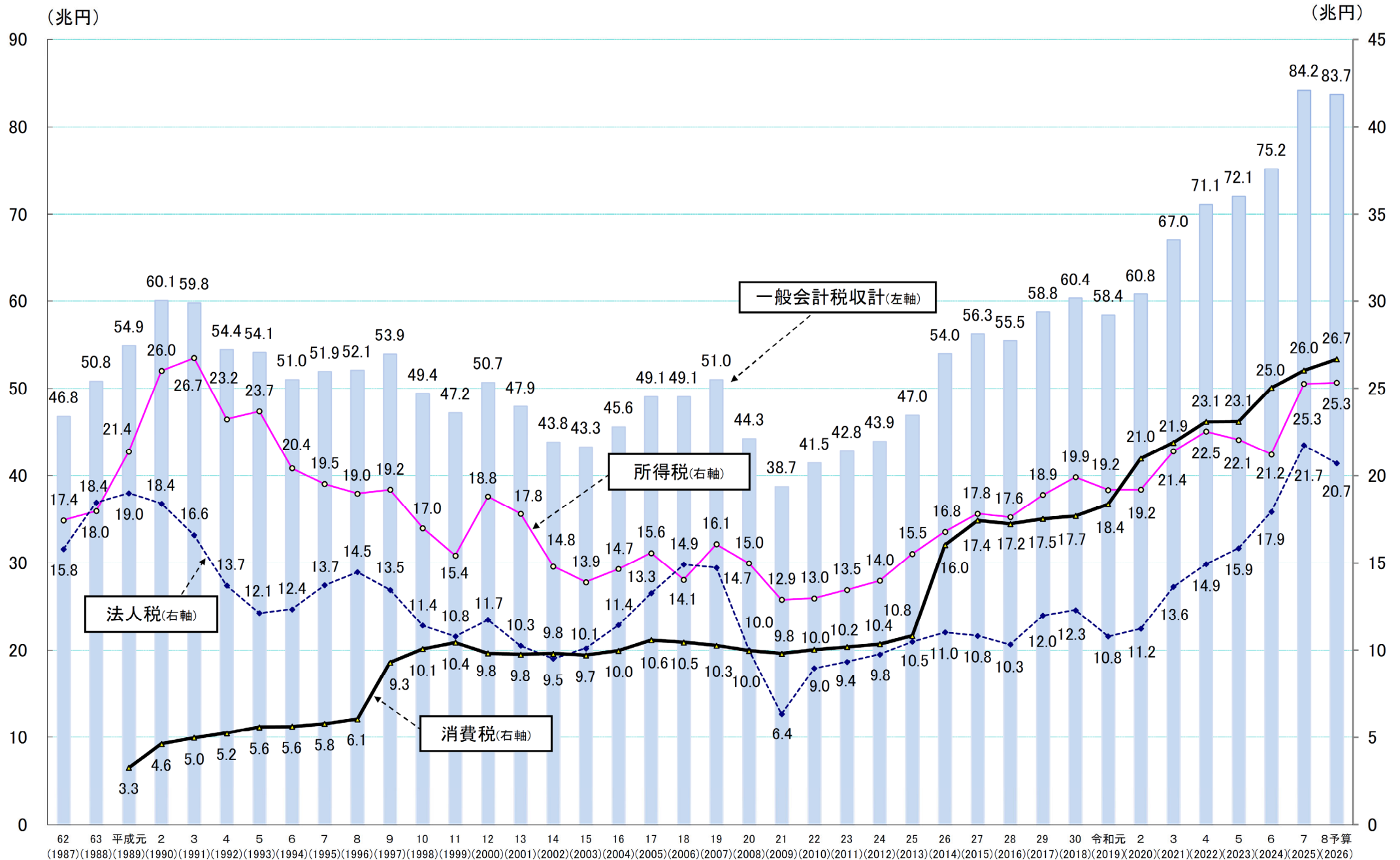
- 特定非常災害による【住宅・家財等の損失】について、1年間で控除しきれない損失額（雑損失の金額）の繰越控除期間を3年間から5年間へと延長。

＜雑損失の繰越控除期間の見直し＞



(参考資料)

一般会計税収の推移



(注) 令和7年度以前は決算額、令和8年度は予算額である。

基礎控除等の引上げと基礎控除の上乗せ特例の創設（令和7年度改正）

基礎控除等の引上げ

基礎控除の額が定額であることにより物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという所得税の課題に対応するため、

- ・ **基礎控除**：48万円から10万円引き上げ、58万円に ※物価上昇を勘案し20%の引上げ
- ・ **給与所得控除の最低保障額**：55万円から10万円引き上げ、65万円に

基礎控除の上乗せ特例

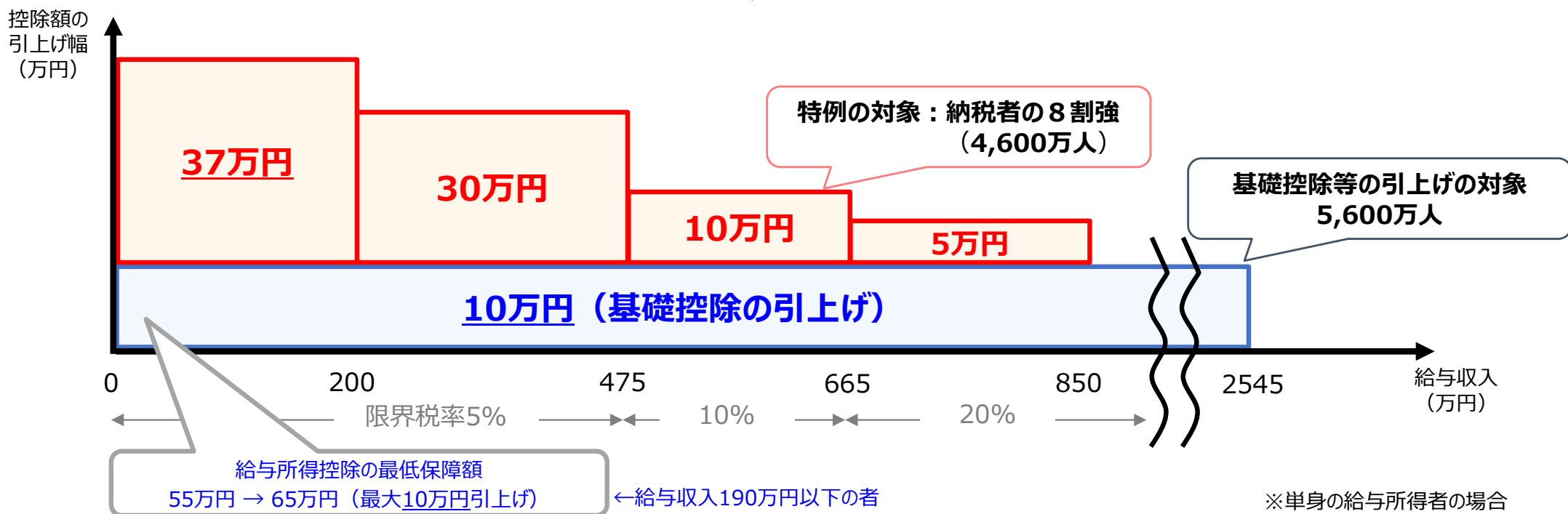
1. 低所得者層の税負担への配慮

生活保護基準や最低賃金の水準等を勘案し、恒久的な措置として、**37万円の上乗せ**

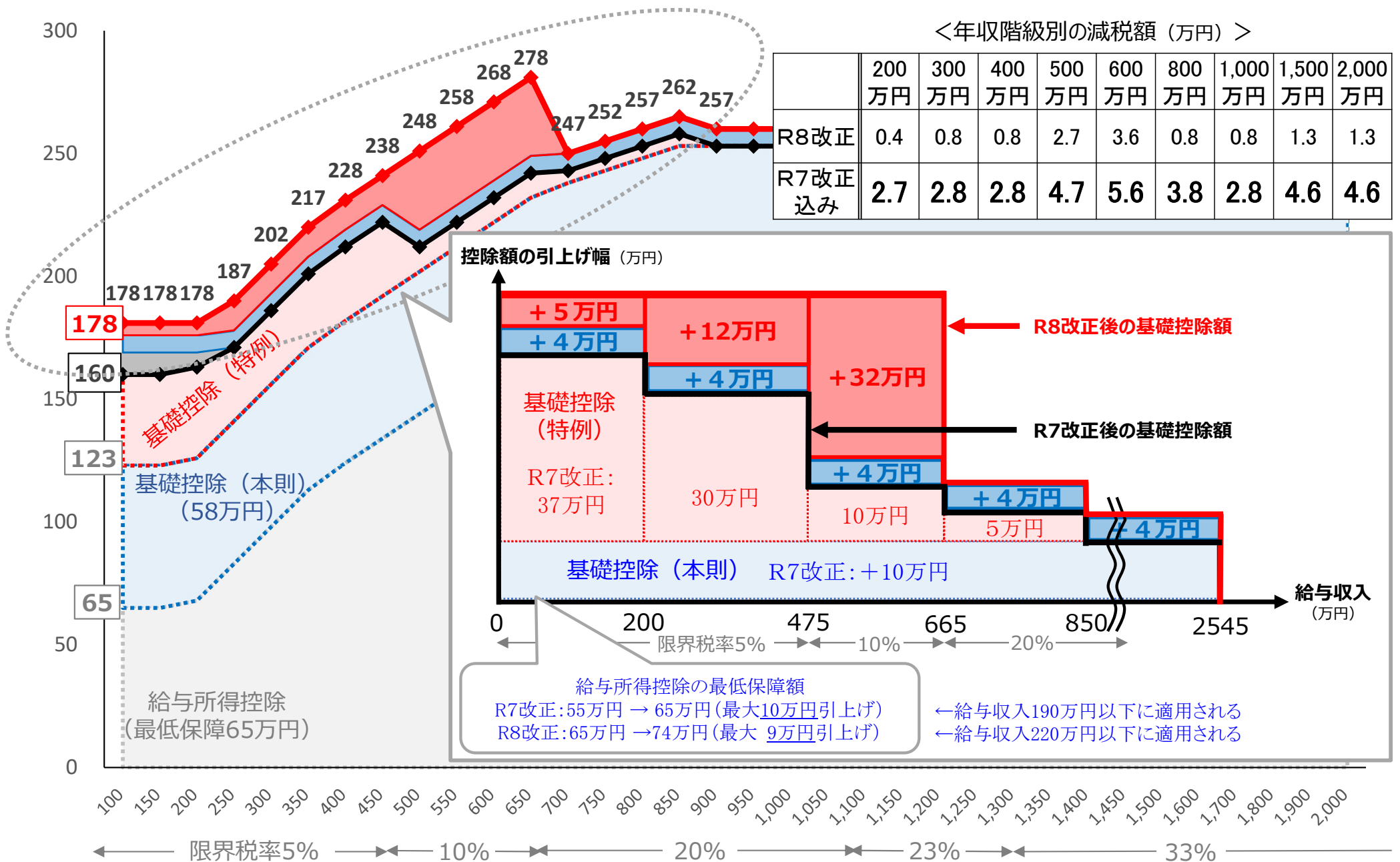
2. 中所得者層を含めた税負担軽減

物価上昇に賃金上昇が追いついていない状況を踏まえ、令和7・8年限りの措置として、**高所得者優遇とならないよう工夫して上乗せ**

➡ **課税最低限：103万円から160万円に引上げ**

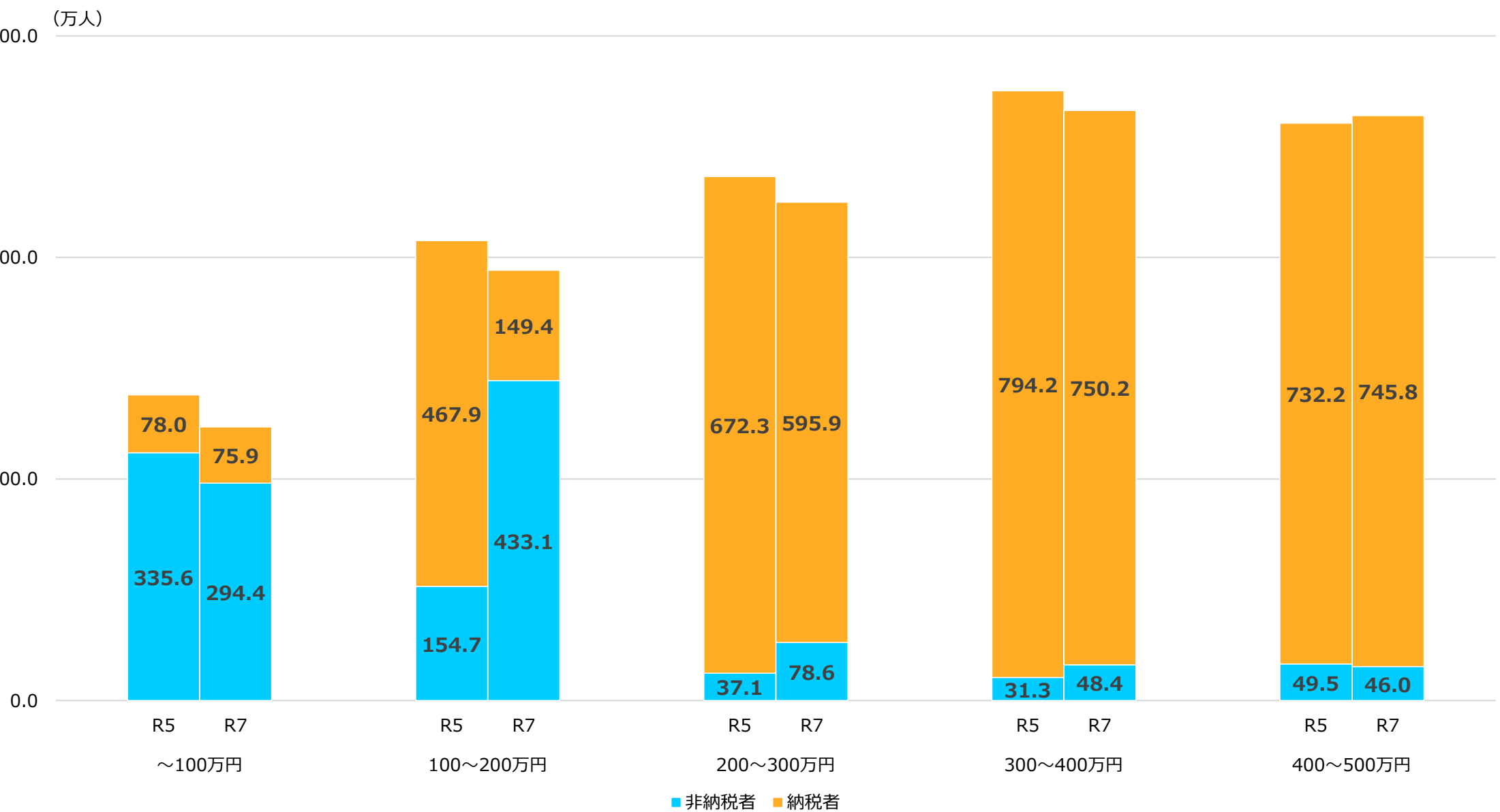


所得税の負担開始水準（基礎控除＋給与所得控除）



（注）単身世帯として計算。

基礎控除引上げ（令和 7 年度改正分） 前後の納税者・非納税者数の推移（給与階級別）

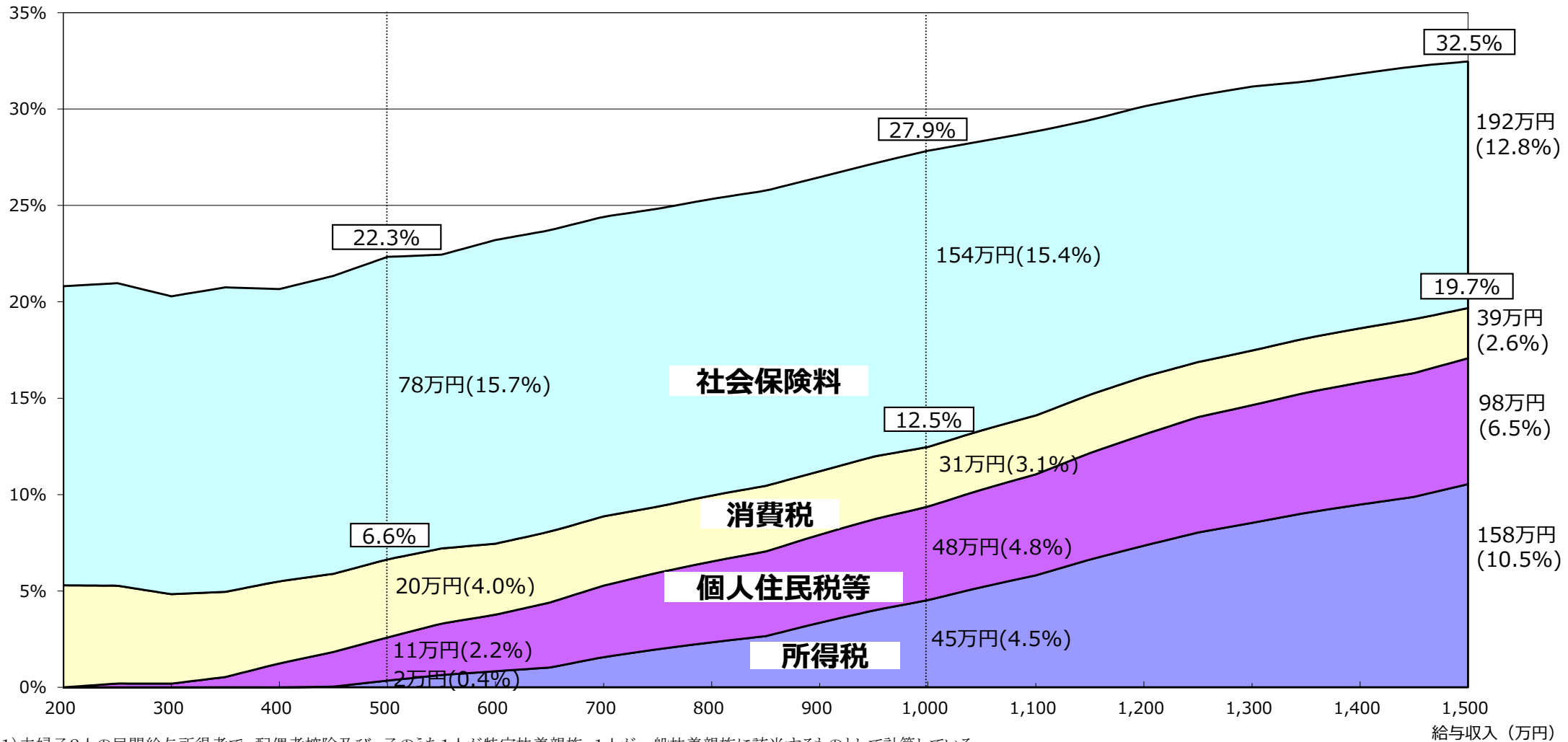


（※）令和 6 年については定額減税が行われており基礎控除の引上げ以外の影響が含まれることから、令和 5 年所得と、最新のデータである令和 7 年所得で比較（令和 8 年度改正の基礎控除引上げの影響は含まれていない）。

（出典）国税庁「民間給与実態統計調査」
（注 1） 1 年を通じて勤務した給与所得者の合計数。なお、給与所得者（納税者、非納税者双方含む）の総数は、令和 5 年は約 5,076 万人、令和 7 年は約 5,163 万人。
（注 2） 給与所得控除の最低保障額と基礎控除（特例含む）の合計額（いわゆる「課税最低限」）について、令和 5 年は 103 万円である一方、令和 7 年は 160 万円に引き上げられている。

個人所得課税、社会保険料及び消費税を含めた実効負担率（給与収入 ～1,500万円）

- 個人が負担する税・保険料の在り方については負担面のみならず給付面とあわせて考えるべきであるが、収入階級ごとの所得税、住民税、消費税及び社会保険料の負担面のみに着目してみると、所得税負担は給与収入に対して累進的であり、低中所得者層にとっては住民税・社会保険料の負担が大きい。



- (注1) 夫婦2人の民間給与所得者で、配偶者控除及び、子のうち1人が特定扶養親族、1人が一般扶養親族に該当するものとして計算している。
- (注2) 社会保険料については、令和7年4月1日時点の制度に基づき、全国健康保険協会管掌健康保険、介護保険、厚生年金保険、雇用保険について試算している。また、ボーナスを給与3ヶ月分(年2回支給)として仮定している。
- (注3) 消費税については、給与収入に対応する可処分所得(給与収入-個人所得課税-社会保険料)に、家計調査上の平均消費性向と、消費支出に占める課税対象割合(二人以上勤労者世帯)を乗じ、課税対象消費支出を算出し、消費税率分を試算したものである。
- (注4) 給与収入1,500万円以上の消費税負担率算出には、同一の消費割合(課税・非課税の割合、標準税率・軽減税率の割合)を使用している。
- (注5) 個人住民税等には、令和6年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて賦課・徴収される森林環境税(国税)も含めて試算している。
- (注6) 所得税は令和8年分、個人住民税等は令和8年度の制度(定額減税を除く。)に基づき計算している。

主要国における所得税の「課税最低限」の比較

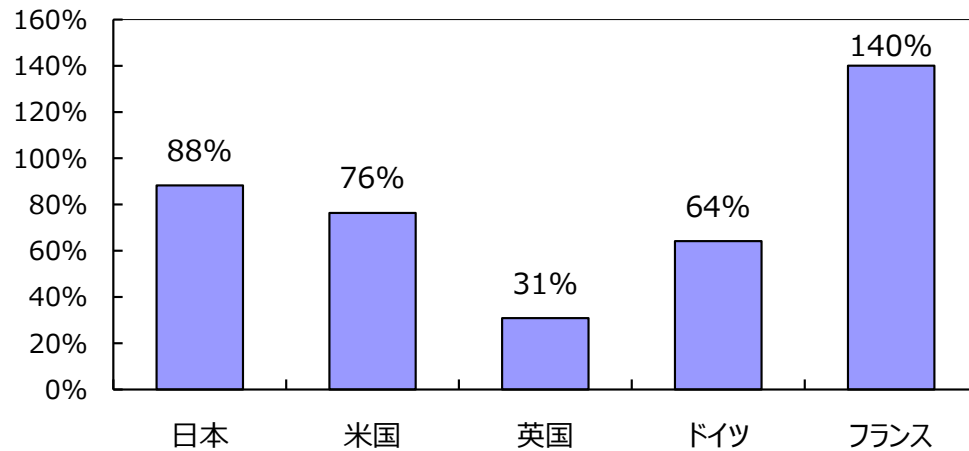
平均賃金比

(2026年 1 月現在)

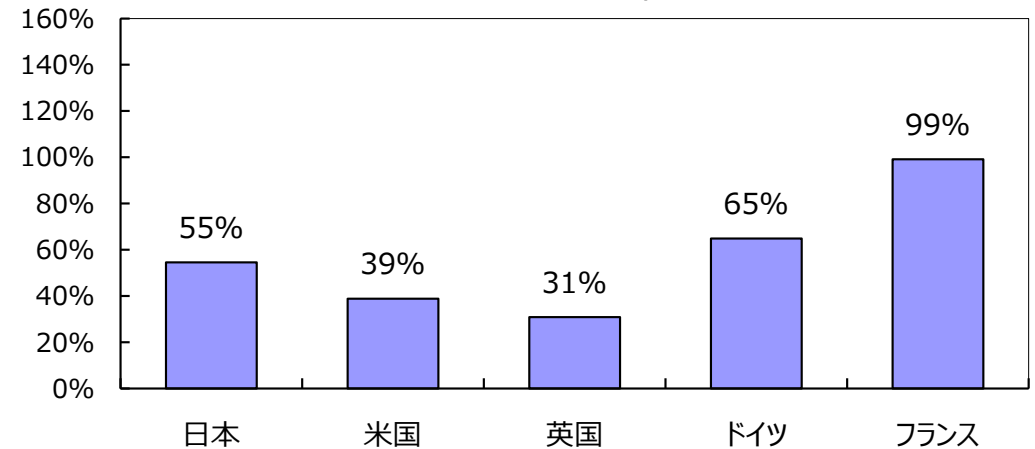
- 夫婦子 2 人（片働き、大学生・高校生）のケースで、給与所得者の所得のうちその金額までは所得税が課されない給与収入（所得税の「課税最低限」）は日本の場合、平均賃金比で88%。主要国における同様の給与収入水準を比較している。
- なお、各国の平均賃金（2024年）を比較すると、日本は500.3万円、米国は1,285.5万円（82,933ドル）、英国は909.6万円（44,806ポンド）、ドイツは904.6万円（50,257ユーロ）、フランスは808.4万円（44,909ユーロ）である。

(平均賃金比)

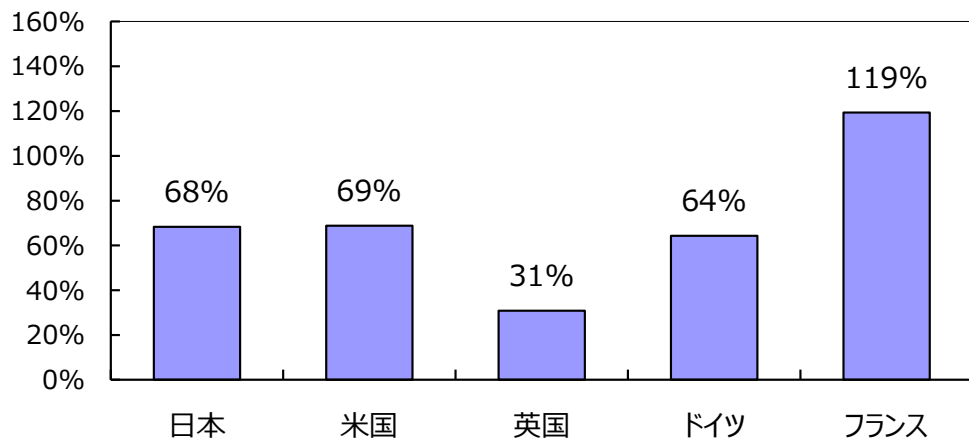
夫婦子 2 人（片働き、大学生・高校生）



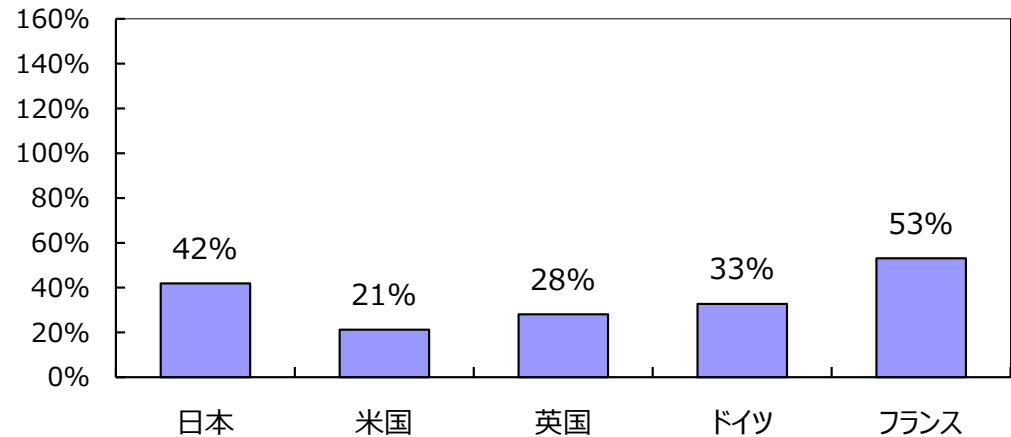
夫婦のみ（片働き）



夫婦子 1 人（片働き、高校生）



単身



(注 1) 所得税額の計算においては、統一的な国際比較を行う観点から、一定の家族構成や給与所得を前提として一般的に適用される控除等を考慮している。

(注 2) 比較のため、モデルケースとして夫婦子 1 人の場合にはその子を16歳として、夫婦子 2 人の場合には第 1 子が就学中の19歳、第 2 子が16歳として計算している。

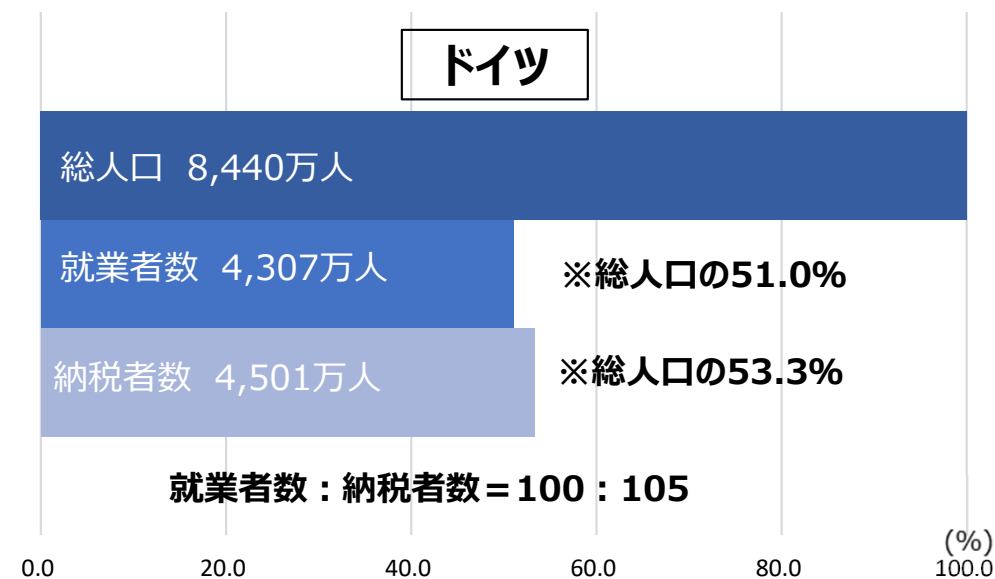
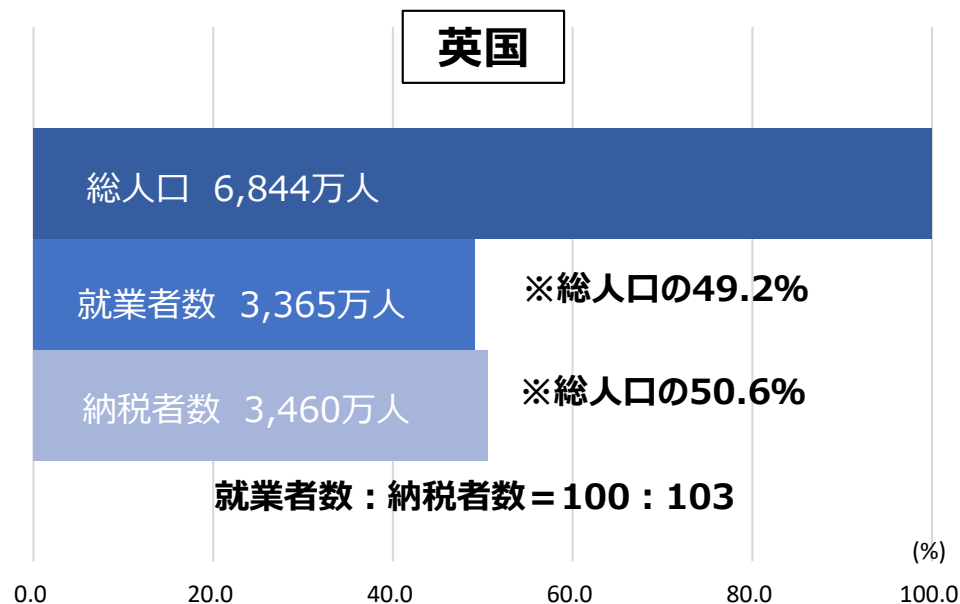
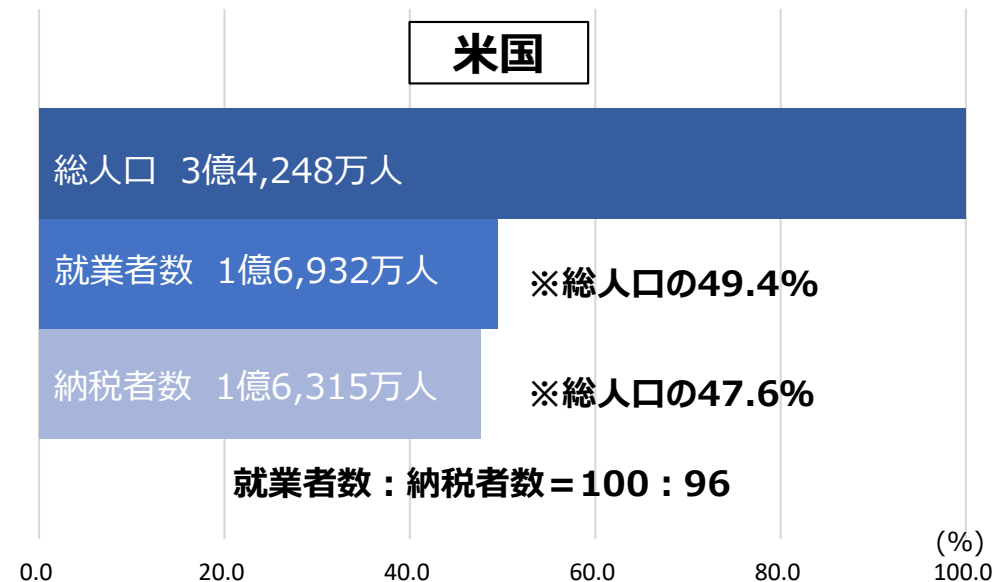
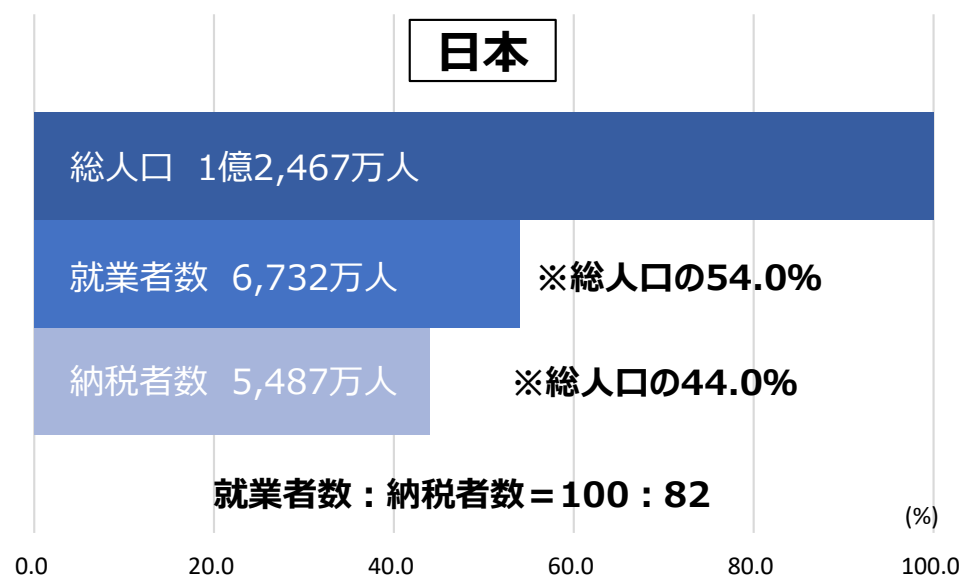
(注 3) 日本については、令和 8 年度税制改正に基づいている。米国については、概算控除である標準控除を選択した納税者の場合の数字である。

(備考) 邦貨換算レート：1 ドル＝155円、1 ポンド＝203円、1 ユーロ＝180円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：令和 8 年（2026年）1 月中適用）。なお、端数は四捨五入している。

(出典) 平均賃金は、OECD Statから2024年分のものを用いる。

主要国における所得税の納税者数について

(2023年現在)

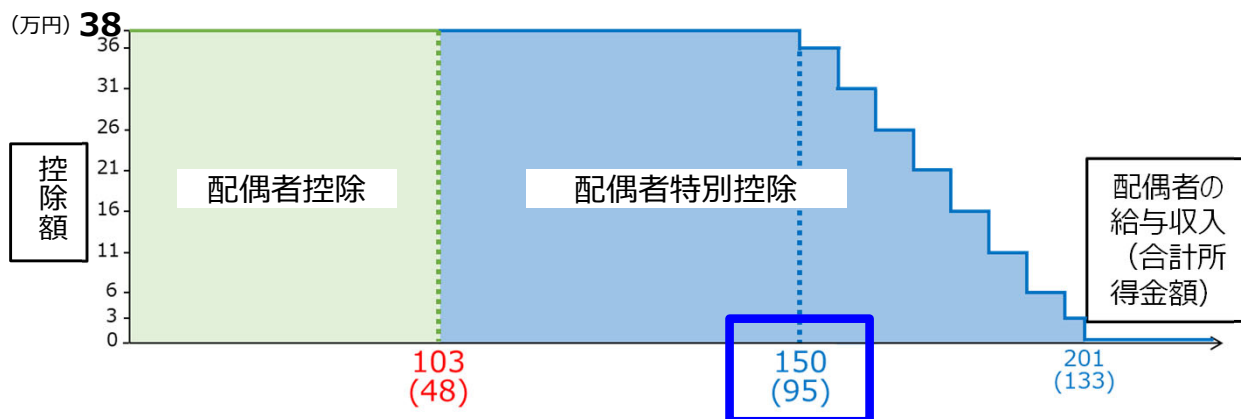


(注) フランスは所得税に関して、世帯単位の課税であり、他4か国と比較が困難であることから除外している。

(出典) 総人口はUN "World Population Prospects 2024"、就業者数はILO "Employment by sex and age" (2026年3月16日取得)、納税者数は英米独についてはOECD "Tax Administration 2025"、日本は"令和6年度市町村税課税状況等の調"による。なお、"令和6年度市町村税課税状況等の調"には、個人住民税における定額減税の影響が含まれていることに留意。

「扶養している」側の税負担

「扶養される側」が配偶者の場合

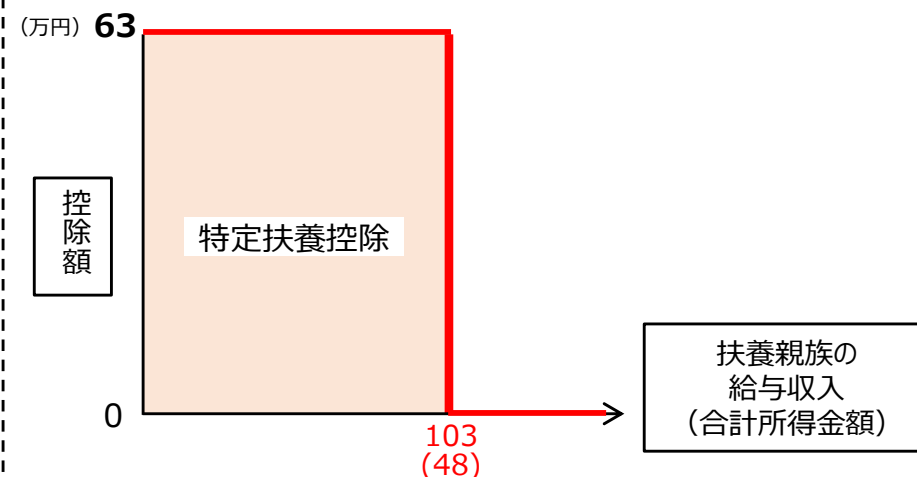


- 「扶養する側」の税負担が増加するのは、「扶養される側」の配偶者の給与収入が **103万円ではなく、150万円**を超えた場合。
- 150万円を超えても、配偶者の収入の大きさに応じて控除額が段階的に減少する配偶者特別控除により、**世帯の手取りは逆転しない**。

「扶養する側」の納税者に適用される控除は、「扶養される側」の配偶者の給与収入が

- 103万円以下の場合：配偶者控除（38万円）、
- 103万円超～201万円以下の場合：配偶者特別控除（38万～0円）

「扶養される側」が特定扶養親族（19～22歳の親族）の場合



- 「扶養する側」の税負担が増加するのは、「扶養される側」の給与収入が **103万円**を超えた場合。
- 「扶養される側」の給与収入が103万円を超えた場合、「扶養する側」の納税者の税負担が**控除額全額分**（63万円に税率を乗じた額）**が一度に増加し、世帯の手取りが逆転**。

「扶養されている」側の税負担

- 配偶者であるか扶養親族であるかを問わず、**給与収入が103万円**（基礎控除（48万円）＋給与所得控除（55万円））**を超えた部分に税率**（国税5%～）をかけた額
- ※ **学生**については、**給与収入が130万円以下である場合には、勤労学生控除（27万円）が適用されるため、税負担が生じない**。ただし、給与収入が130万円を超える場合には、給与収入が103万円を超えた部分について税負担が生ずる。

主要国における配偶者の存在を考慮した税制上の仕組み等の概要

(2026年1月現在)

	日本	米国	英国	ドイツ	フランス
配偶者の存在を考慮した税制上の仕組み	配偶者（特別）控除 （最大38万円）	夫婦単位課税 （実質的な二分二乗方式） の選択	婚姻控除（注1） （26万円）	夫婦単位課税 （二分二乗方式） の選択	世帯単位課税 （N分N乗方式） （注3）
課税単位	個人単位課税	個人単位課税と 夫婦単位課税 （実質的な二分二乗方式） の選択制	個人単位課税	個人単位課税と 夫婦単位課税 （二分二乗方式） の選択制	世帯単位課税 （N分N乗方式） （注3）
（参考） 私有財産制度	夫婦別産制	州により異なる	夫婦別産制	夫婦別産制（注2）	法定共通制（注4）

（注1）英国では、自らの所得が基礎控除額（12,570ポンド（255万円）：高所得者については控除額が通減・消失）を下回る場合、1,260ポンド（26万円）を自らの基礎控除から減額し、同額を配偶者（所得税の最低税率である20%が適用される者が対象。給与所得者の場合、給与所得が50,270ポンド（1,020万円）以下の者。）の基礎控除に上乗せできる。

（注2）ドイツでは、財産に関する特段の契約なく婚姻するときは原則夫婦別産制。

（注3）フランスでは、家族除数（N）は単身者の場合1、夫婦の場合2、夫婦子1人の場合2.5、夫婦子2人の場合3、以降被扶養児童が1人増すごとに1を加算する。

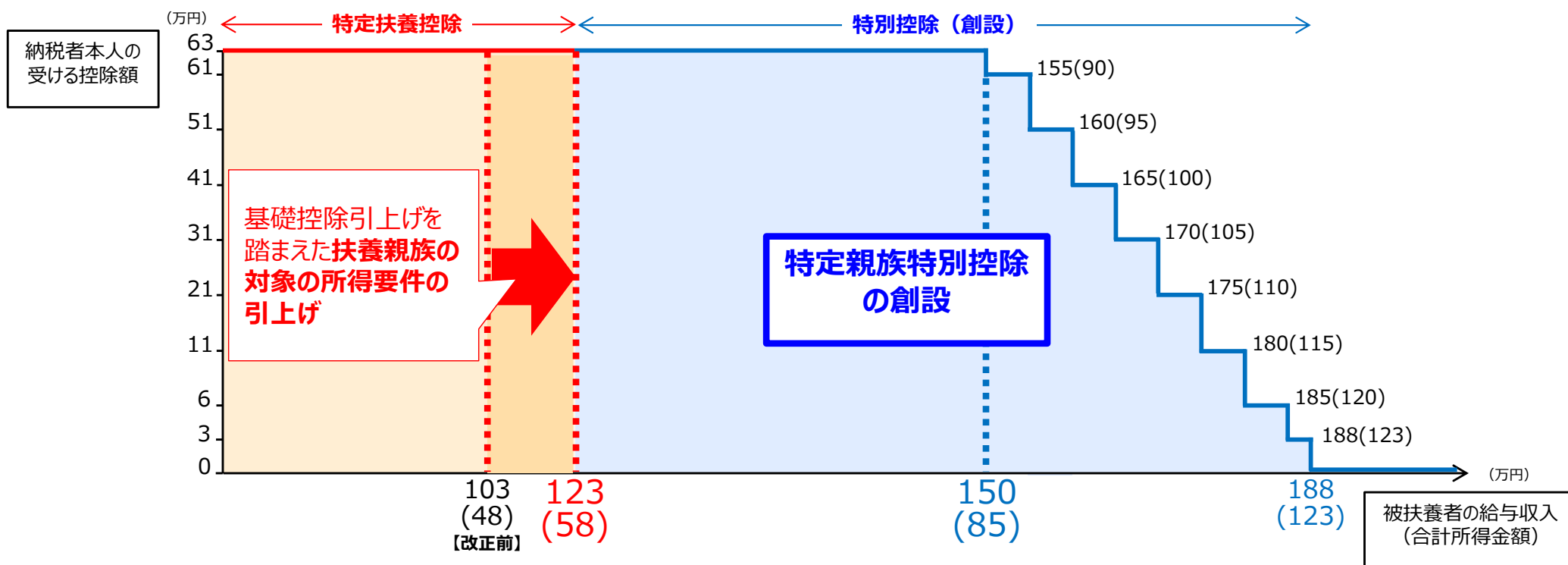
（注4）フランスでは、財産に関する特段の契約なく婚姻するときは原則法定共通制（婚姻後に取得する財産は、原則として夫婦双方に競合的に管理権が存する共通財産となる。）。

（備考）邦貨換算レートは、1ポンド＝203円（裁定外国為替相場：令和8年（2026年）1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。

19歳以上23歳未満の大学生年代の子等の合計所得金額が85万円（給与収入150万円に相当）までは、親等が**特定扶養控除と同額（63万円）**の所得控除を受けられ、また、大学生年代の子等の**合計所得金額が85万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逡減する仕組み（特定親族特別控除）**を導入する。

扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件について、基礎控除と同額であった48万円（給与収入103万円に相当）を、**基礎控除の引上げを踏まえ、58万円（給与収入123万円に相当）**とする。
源泉徴収義務者の負担にも配慮しつつ、令和7年12月の年末調整から適用する。

新たな控除のイメージ

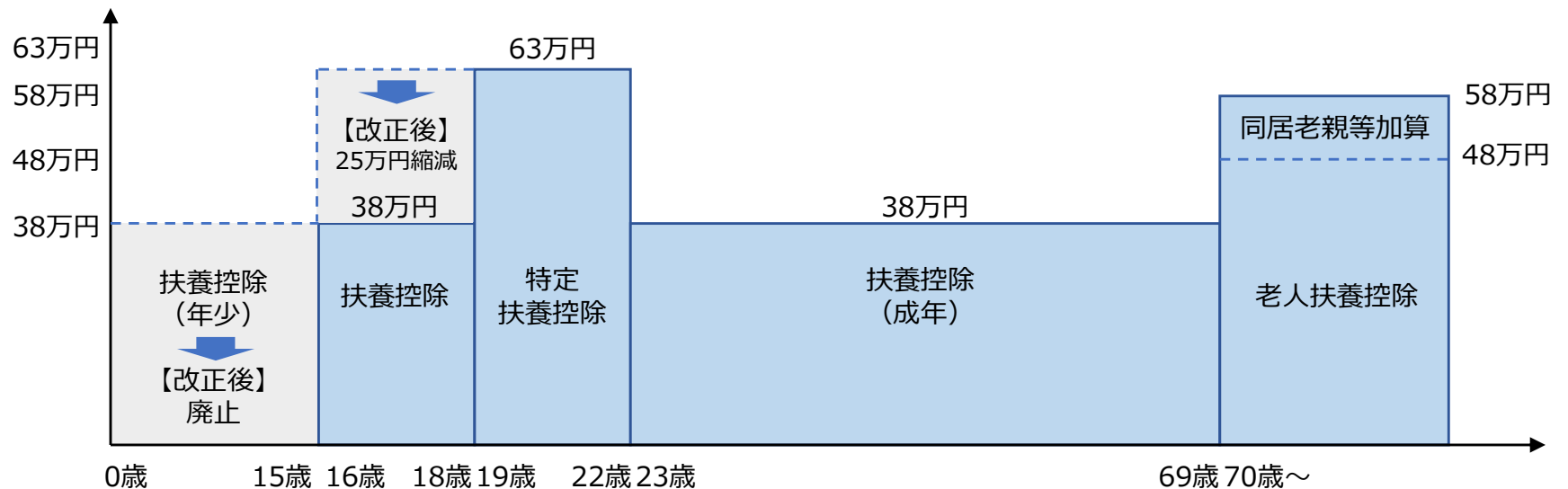


（注）上記の給与収入及び合計所得の金額は、令和7年度改正による給与所得控除の最低保障額の引上げ（+10万円）適用後の金額である（【改正前】の部分を除く。）。

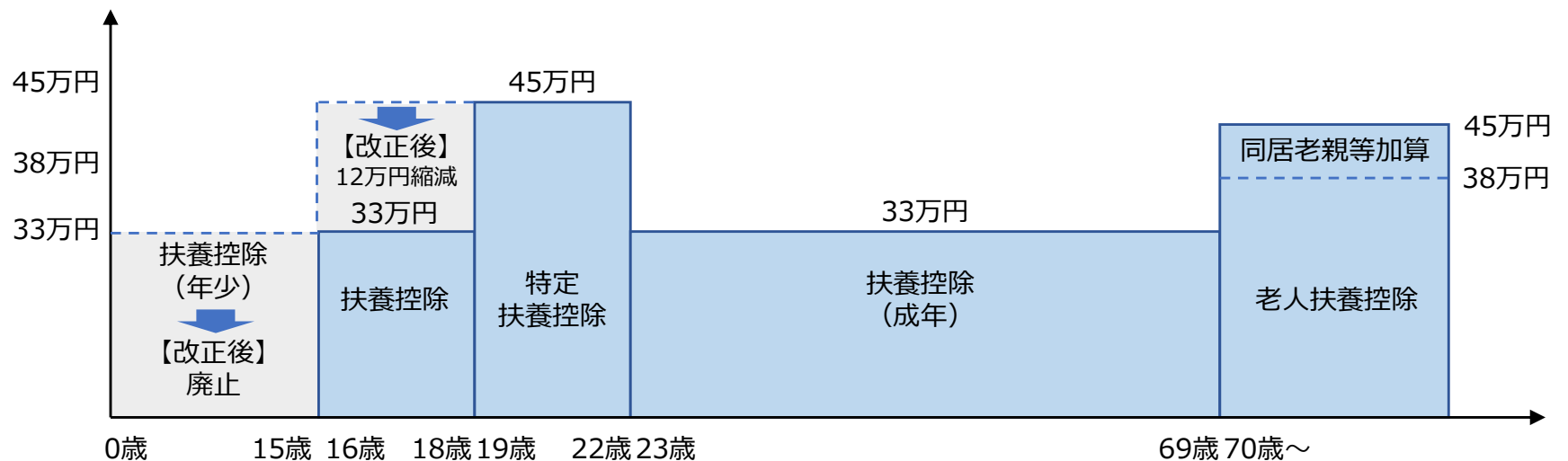
扶養控除の見直し（平成22年度改正）

- 「所得控除から手当へ」等の観点から、子ども手当の創設とあいまって、年少扶養親族（～15歳）に対する扶養控除（38万円）を廃止。
 - 高校の実質無償化に伴い、16～18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分（25万円）を廃止。
- ※ 「子ども手当」は平成22年4月から給付開始。扶養控除の見直しについては、所得税は平成23年分から、住民税は平成24年度分から適用。

扶養控除 （所得税）

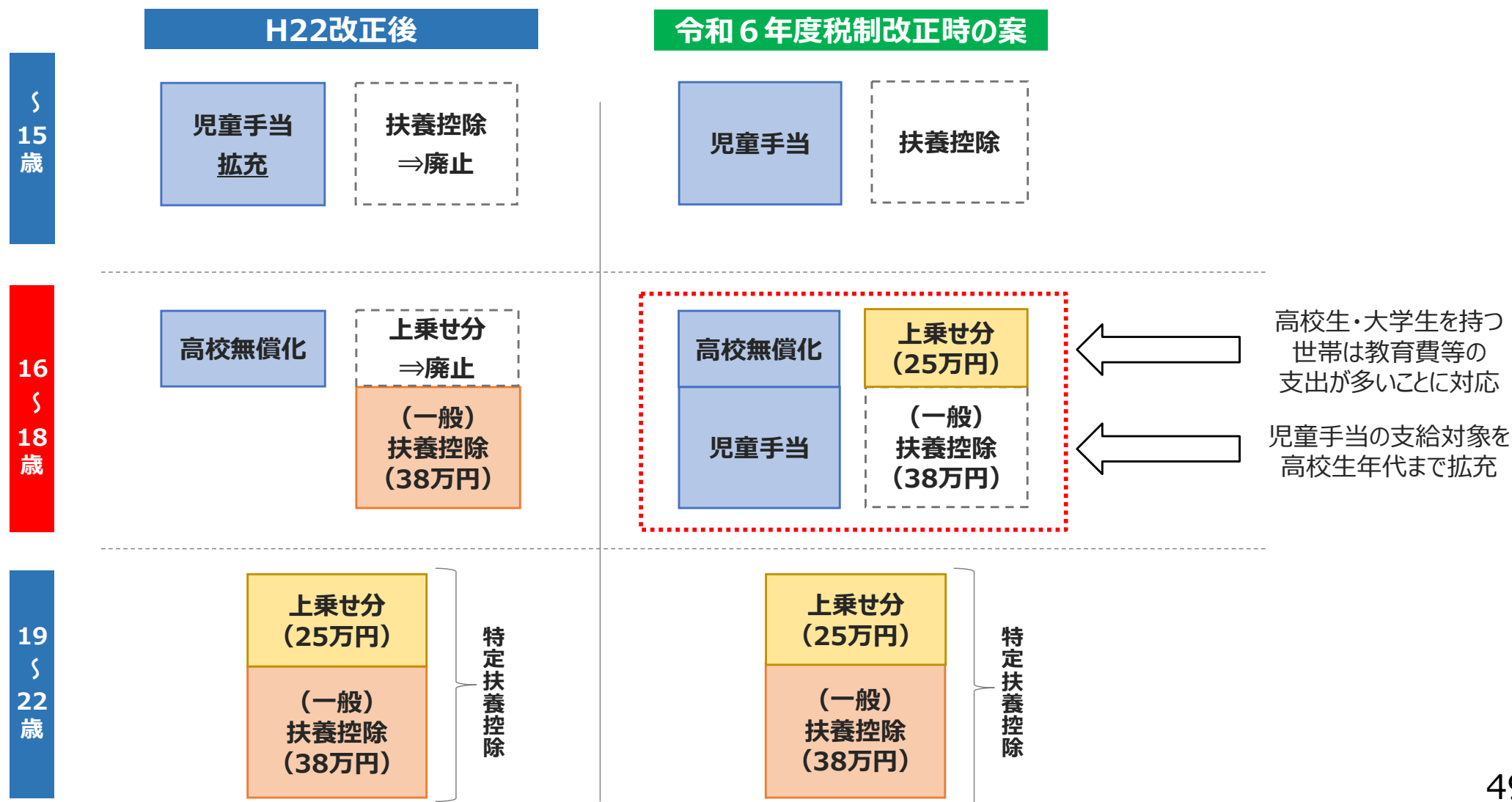


扶養控除 （住民税）



高校生年代の扶養控除の見直しに関するこれまでの議論

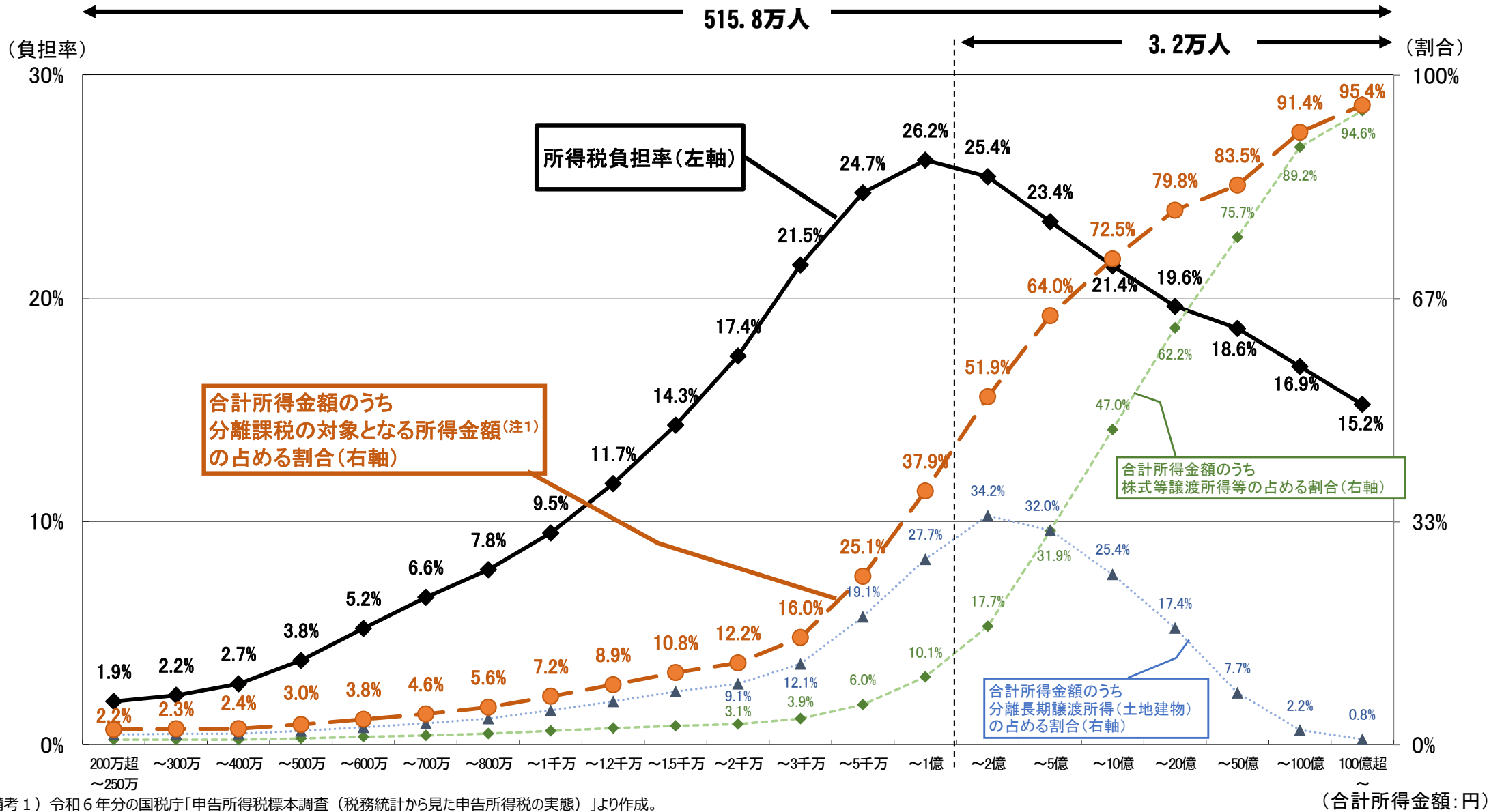
- 16歳から18歳までの扶養控除について、15歳以下の取扱いとのバランスを踏まえつつ、高校生年代は子育て世帯において教育費等の支出がかさむ時期であることに鑑み、現行の一般部分（国税38万円、地方税33万円）に代えて、かつて高校実質無償化に伴い廃止された特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分（国税25万円、地方税12万円）を復元する。
- 高校生年代に支給される児童手当と合わせ、全ての子育て世帯に対する実質的な支援を拡充しつつ、所得階層間の支援の平準化を図る。



申告納税者の所得税負担率

令和6年分

- 所得税の最高税率45%より低い税率で分離課税の対象となっている土地建物や株式等の譲渡所得が所得全体に占める割合は、高所得者ほど高くなっていることから、高所得者層で所得税の負担率は低下。



(備考1) 令和6年分の国税庁「申告所得税標本調査(税務統計から見た申告所得税の実態)」より作成。

(備考2) 所得金額があっても申告納税額のない者(例えば還付申告書を提出した者)は含まれていない。また、源泉分離課税の所得や申告不要を選択した所得も含まれていない。

(注1) ここで「分離課税の対象となる所得金額」としているのは、利子所得、分離長期譲渡所得(土地建物)及び株式等の譲渡所得等。税率30%の分離短期譲渡所得、分離課税の対象とならない場合がある配当所得は含まれていない。

(注2) 定額減税の影響が含まれていることに留意。

極めて高い水準の所得に対する負担の見直しによる影響（所得税）
（所得全体が15%分離課税の方の場合）

（単位：万円）

所得金額	4 億円	5 億円	10億円
①改正前 〔 10億円までは一律15% 10億円超は追加的な負担あり 〕	6,000	7,500	15,080
②改正後 ※下段の（）内は、所得金額に対する負担率	7,050 (17.6%)	10,050 (20.1%)	25,050 (25.1%)
見直しによる追加負担 (②－①)	+1,050	+2,550	+9,980

※所得全体が15%分離課税の場合、改正後は、所得3.4億円以上から追加負担が生じる。
今回の見直しにより、追加負担が生じる対象者見込みは約2,000人。

（参考）

所得の全てが事業所得など、 総合課税（累進税率）の場合	17, 520	22, 020	44, 520
--------------------------------	---------	---------	---------